

第3回 憲法と平和を考えるつどい

教科書攻撃の実態とそのねらい 資料集

講師：本多 公栄氏

(歴史教育者協議会事務局長)

1981.11.28 (P.M. 1:30 - 4:00)

宮崎市民会館大会議室



目次

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 「教科書攻撃の実態とそのねらい」レジメ | 1. |
| (2) 「疑問がけの中学校教科書」の「迫力」 | 4. |
| (3) 「疑問がけの中学校教科書」の迫力はトリックの巧さ | 5 |
| (4) 筑波大ケルーフが「教科書にはせざるべきでない」とした写真の事例 | 6 |
| (5) 教科書攻撃をめぐる動向 早わかり | 8 |
| (6) 教科書検定資料 | 9 |
| (7) 教科書裁判 資料 | 12 |
| (8) 教科書法案 資料 | 13 |
| (9) 教科書問題に関する政党見解 | 14 |
| (10) 最近の教科書問題日誌 | 19 |

主催：日本科学者会議 宮崎支部
宮崎民主法律家協会
教科書検定訴訟を支援する宮崎県連絡会

講演レジュメ

1981.11.28

宮崎教科書見連・官民協議会

教科書攻撃の実態とそのねらい)

歴史教育者協議会事務局長 本多公榮一

① 教科書は戦前と戦後でどう違ったか

1. 天皇に命を捧げる教育から個人の尊厳教育へ

戦争末期 日初等科国史書（1943）を例に

2. 国がつくる教科書から民間会社がつくる教科書へ

大正10年（1921）『国語読本由卷七小学校四年前期「一太郎やあい」』を例に

② “偏向教科書キャンペーン”はどうに展開されたか

・戦前派が“戦後型教科書”を攻撃 1979年秋より1981年3月上旬にかけて

その手法が国民のバランス感覚に訴えた“偏向キャンペー^ンn”

標的その1 小学校国語教科書

たとえば 教育出版の表紙の絵 「いわさきかひ3行」

標的その2 中学3年社会の公民的分野の教科書

たとえば・清水書院P13 老人ホームのすすめ（森本真章）1980.11.23

・中教出版 岸のはじめからみんなでモノの写真（塙本三郎）1981.2.4

1981年3月3日 自民党役員会 教科書制度の全面的見直しを決定

3/17 最高裁口頭弁論通告 3年後 1/25 中学公民教科書全面書き替え 3%高校現代
社会大中修正

③ 教科書は本当に“偏向”していいのか テマ・トリックである

1. 鈴木首相までほめた表紙の絵 1981年3月10日参議院予算委員会

2. 1981年4月6日NHK=2-センター9時 論争 本多公榮 村 森本真章

3. 1981年3月10日参議院予算委員会で、公民教科書の岸の写真を“みんな点検”
<自民・財界・国際賃英連合・文部省は、なぜ、一体となって“偏向攻撃”したのか>

1. 教科書不信をあおり立て、教科書制度の抜本的改革 中教審諮詢 教科書法案

2. 教科書裁判を逆转させない。最高裁判決 もう一つは回下 高裁段階

④ 再び 戰前型教科書にとどまらず自民・財界の思いのままの内容にするため
そのモデルはすでに登場している 日本を守る会 12のちかい山

④ 国民の立場に立って より教科書とは何ぞ

▶日本を守る国民会議 1981.10.27結成
軍拡、教科書攻撃、憲法改悪

教科書“偏向攻撃”に対する考え方。

よりよい教科書づくりのために

1. 個人の尊厳をしっかり、また教科書を

非行・校内暴力で走る子供たちを、生活者、人間として自立させていくための基本

2. 国の主人公をきちんと育てる教科書を

憲法・教育基本法をふまえ、平和と民主主義にそった教科書を

3. 文化性の豊かな教科書を

1959年国連決議の児童の権利宣言にある“子どもたちは人類の発展に最良の
もの”をよえよう。

⑤ 私たちは今 何からはじめたらよいか

1. 自分の頭と身体で真実をつかもう。真実は変革の根元

攻撃側のつきつき、巻き返しの中で。

NHK調査 1981.9.7 発表 検定強化 当然29.4% ますが.. 14.5% 40.3%

2. 自分の生活・仕事のかかわらせて考えよう。絵本がない

言論・出版弾圧のはじまり。“授業”そのものがねらわれている。とへく=こす子どもが

3. みんなで手をとりあって反撃を 99%の支持を得てこそ 国民教育

相手側と思える人、無関心と思える人も、やさしく声をかけよう

1000万署名を成功させよう!!

小集会をこなすやう!!

今こそ、教科書裁判支援運動の大きな発展を!!

現在使用中の
教科書(教育出版)

国定
教科書
前回の
戦

史料 一太郎やあい

大正十年「國語教本」卷七 小学校四年前期用

日露戦争のことである。軍人を乗せたご用船が今しも港を出ようとしたその時、

「ごめんなさい」といながら見送り人を押しわけて、前へ出るおばあさんがある。年は六四~五でもある。腰に小さな、ふろしきづみをむすびつけている。ご用船をみつけると、

「一大郎やあい。その舟に乗っているなら鉄砲を上げろ」とさけんだ。

すると甲板の上で鉄砲を上げた者がある。おばあさんはまた叫んだ。「おばあさんはまだ叫んだ。」「うちのことはしんぱいするな。天子さまによくごほうこうするだよ。わかつたらもう一度鉄砲を上げろ」

するとまた鉄砲をあげたのがかすかに見えた。おばあさんは「やれやれ」といつて、そこへすわった。聞けば福から五里(三〇km)の山道をわらじだけで急いで来たのだそうだ。郡長をはじめ、見送りの人々はみんな泣いたということである(傍点筆者)。

【一太郎の本名は梶太郎】

一八八三年(明治16) 国田梶太郎生まれる。香川県で母が三歳。父彦造、二年後商完失敗で家出。

一八九一年(明治24) 母は梶太郎八歳をつれて父がした九州へ。人夫・炭焼・船頭など転々。

一九〇一年(明治34) みづからず四国へ帰る。実家の援助で二〇アールかり、母一人、子一人の生活ようやく落ち着く。

一九〇四年(明治37) 梶太郎二歳のとき日露戦争はじまり、召集される。その後、梶太郎から梶太郎を見送る場面。

実際の会話 「梶太郎ヤーイ。第一中隊の国田梶太郎ヤーイ! その船にいるなら鉄砲を上げろ」

「おねえ見た、見えた心配するな」それだけで、「天子さまによくごほうこうするだよ」とはいつてない。

小野田県事がそれをみていた。それから一七年後突然、本人も知らない間に先の教科書のようにつくり込まれてのつた。

しょうがくこくご

1



教育出版株式会社

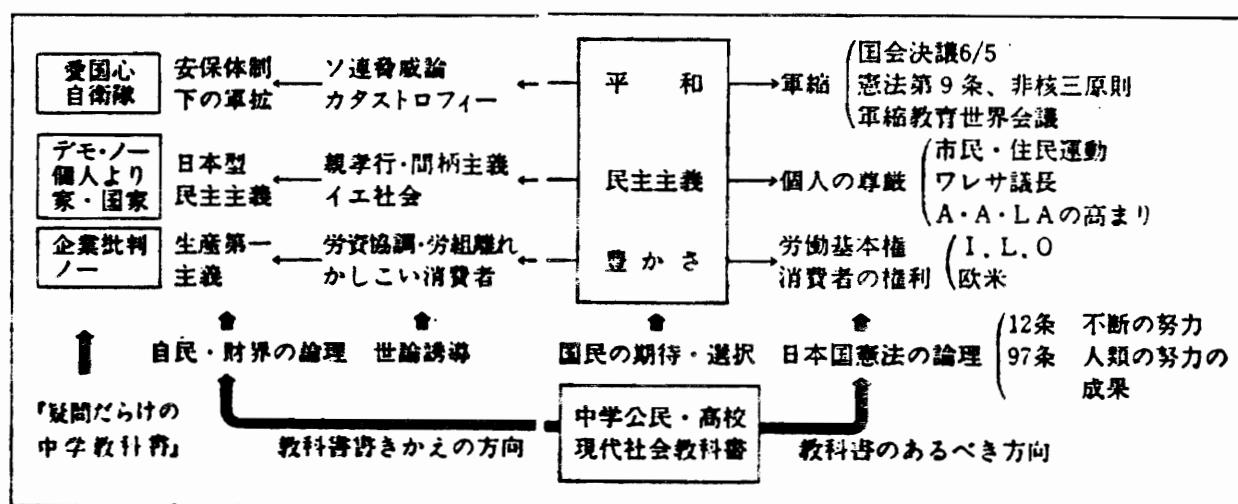
大きな かぶ

ロシアの おばなし

うなだりまく

「おじいさんは、かぶの たねを まきました。
「あまい、あまい かぶに なれ。
大きな、大きな かぶに なれ。」
あまさうな、げんきの いい、とてつもなく
大きな かぶが できました。」

「おじいさんは、かぶを ぬこうと しました。
「うんとこしよ、とっこいしよ。
ところが、かぶは ぬけません。」



図① 自民・財界の世論説 明と教科書のあるべき方向

一、共産党が作つて いる教科書

No.3

今日の教科書であるが、これを、やや大胆に、分かっていただけるように、比較的に申し上げると、こういうことになるかと思う。

共産党がせつせと教科書を作り、これを社会党が、つまり日教組が注文とて売り歩き、自民党と政府が、金を払つてゐる、こういう格好である。教科書を書けば印税が入る。印税は、平均すると、だいたい5%。小・中学校は、政府が金を払つてゐるから、これが約四百億である。そうすると、共産党の同調勢力の懐へ、毎年印税二十億のうちの相当の金が入る。また共産党がいま売り出している来年のカレンダーの絵を書いているのは、いわさきちひろ(昨年、死亡)といつて、実は、松本善明氏の細君である。これは共産党の内部ならびに周辺では、非常に売れてゐる童画家ということになつてゐる。カレンダーだけならいいのであるが、小学校の国語教科書の表紙が同一人の作品である。共産党の松本善明氏の細君の書いた絵が、小学校の国語の教科書の表紙になつてゐる。これは大手の会社なので、採扱部数が非常に多い。したがつて、子供たちも、その親も、松本善明氏の細君の絵を、朝晩見ているのである。

そこで、それを利用して、松本善明氏の昨年の総選挙の際の杉並・中野区辺りの各戸に入れた選挙用のビラに、松本善明氏の顔写真の右側に「ちひろとわたし」というのが出ていた。つまり選挙運動のビラの、票集めの一助になるというのが、共産党のカレンダーである。

だから、共産党の諸君が数えているのは、印税だけでなく、票も数えているということ。もう、これだけで、今日の教科書に対する共産党の影響力というよりも、支配力というべきものが明らかだ。

第十三回 子算委員会講義第五号 昭和五十六年三月十日【参議院】

(文部大臣)

○斎藤タケ子君 文部大臣というのは、そんなに

まともに学者からお答えにならぬのですかな。さつぱりまともにお答えをいただけないのでちょっと

と驚いているんです。

それで、昨日の本委員会で、玉置委員がこれも御指摘になりましたが、いわさきちひろさんのこの教科書の絵の問題ですね。印税がたくさん入つて、しかも松本善明議員のところに入っているかもしかねぬとわからぬ、共産党にも入つてゐるかもしかねぬといふ問題を提起されました。これについて事実関係を少し申し上げて、関係者の御意見を聞きたいのです。

いわさきちひろさんの教科書の絵は、印税ではなくて、絵の使用料として一回十四万円でござります。十四万円で、何十万冊印刷されようと十四万円ばかりでございます。

いわさきちひろさんは、これは七年前に亡くなられて、松本善明さんの前夫人でございます。いわさきちひろさんが亡くなられた後の著作権収入といふのは、亡くなられた後につくられた財団法人いわさきちひろ記念事業団に四分の三、そしていわさきちひろさんの御夫男松本善明さんは四分の一を帰属していて、御指摘の松本善明さんは全く無関係になつております。まして日本共産党には入つてゐるはずがありません。全くでたらめでございます。

(玉置委員)

○斎藤タケ子君 まだ調査をしていない、公表も

できないということはどうですか。これは私が申し上げたように、松本善明氏とはかわりありません、そのことを明確にしておきます。その点で昨日の玉置委員の御質問というのは、全く何も御質疑にならずに松本善明議員や日本共産党に莫大な印税收入がある、そして税金も申告していないかのように思はせるような大変ためにする悪質な質問だと思うわけで、私はこの際、委員長にお願いをいたしたいと思ひますけれども、玉置議員に、こういった裏情を知つていただいて、これは取り消していただき、陳謝をしていただきたいと思います。

○斎藤タケ子君 ちょっと申し上げておきますが、いわさきちひろさんの絵のことについて触れられておりまして、ごく若干触れておきたいと思いますが、いわさきちひろさんというのは、国際的にも国内的にもトップレベルの童画作家でございまして、これは文部大臣賞も受賞しておられましたし、サンケイ児童出版文化賞も受けておられましたし、それからボローニャの国際絵本展のグランプリも受けておられるという大変高い水準のトブレベルの童画作家でございます。従理、これがこの国際絵本展でグランプリをとられた「ことりひのこ」(文部大臣賞)、「うみのこ」(文部大臣賞)になつてみてください。(資料を手渡す)これらになつていただけてちょっと御感想を聞きま

(田中龍夫君)

○斎藤タケ子君 この問題の最後に、……

○委員長(木村謹男君) 御静聴に願います。

○斎藤タケ子君 総理ございましたが、

簡単に御感想だけ伺つておきたい。これは文部大臣賞をもらった方ですから。

○國務大臣(鈴木善幸) 私は絵の専門は弱い方でございますが、しかし私あれを見ておりまして、大変なごやかな、非常にいい、明るい感じを受けます。さすがに文部大臣賞をもらっただけのことはあると、こう思います。

資料その1 『疑問だらけの中学校教科書』の“迫力”

(作成 本多公榮)

A 老人ホームへのすすめ (五〇・五六頁)



読んでおわかりのように、この学校図書の記述も核家族や近代的家族へのうつり変わりを述べるだけであり、それに伴って生ずるわざわざな問題については一言も説明していない。

さらには老人ホームや老人福祉センターのかにも楽しそうな写真を載せて、老人ホームのすすめとも思える記述まで出現している。

だが、しかし、老人ホームとはこのように人が入所を希望する老後のパラダイスなのであるから。

先日もテレビで老人ホームのことが放映されていたが、老人ホームのほとんどの人たちが、子や孫と一緒に暮したいと、老人ホームの寂しさを涙ながらに訴えていた。その姿を見て、眼

新教科書は、楽しそうな老人ホームの写真入りで、老人ホームのほとんどの人たちが、実際はそれが、国民の多数の意志とは異なるものであるということに、この調査から気づかなければならぬ。

B // 年金 // は日本が世界最高水準 (六三・六六頁)	
日本厚生年金 (八〇年)	月額 134,000円 (八一年度新予算では 144,515円)
イギリス国民年金 (七八年)	" 五五,000円
スウェーデン国民年金 (七八年)	" 七六,000円
アメリカ老齢遺族障害年金 (七八年)	" 八三,000円
西ドイツ労働者年金、職員年金 (七九年)	" 九三,000円

もう一度、言いたい。この見かけは一九七八年という偽装的統計を利用することの意図は、いったい何であるのか。現在、厚生年金月額では、日本が世界最高水準に達している現状に眼をつむり、十年も前の古い統計を利用しても、「日本の福祉はおくれている」と主張する作為的な教科書を、専門家である文部省教科書調査室がなぜ見抜けなかつたのか。

C 権利ばかりで義務がわずか (三九・四〇頁)

権利と義務についての記述量の比較

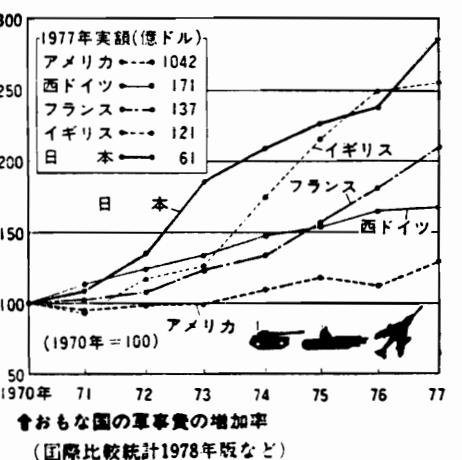
出版社名	権利	義務
東京日本書籍出版社	約二五頁	約六四
大阪教育出版版籍	" 一五 "	四 "
中学校教科書	" 一二 "	三 "
清水学校図書院	" 二三 "	七 "
小学校教科書	" 一九 "	一〇 "
高等学校教科書	" 一一 "	約一〇 "
大学院教科書	" 一〇 "	三 "

(権利の欄は「頁」で、義務の欄は「に」であることに注意されたい。一頁あたりの行数は二三三～二四四行である)

のよう、権利については各社とも約二〇頁以上も書いているのに、義務については多いものでも半頁に満たない。「朝日新聞も驚いた……」とどうのも無理からぬことである。

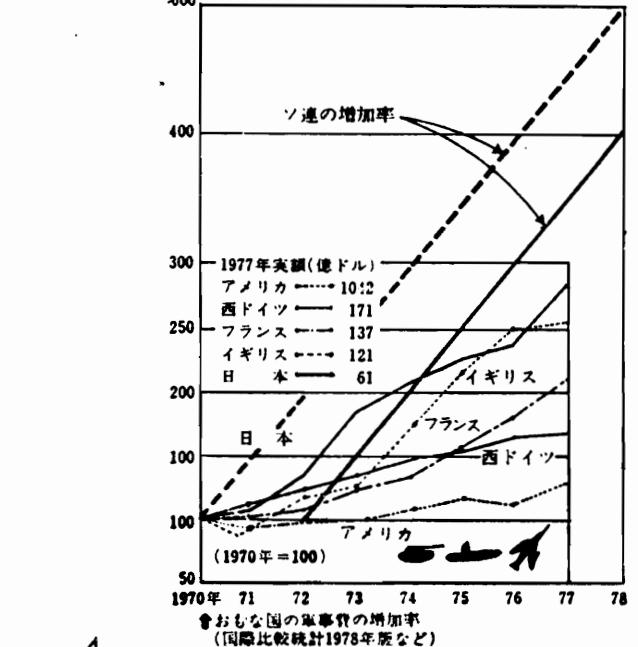
また、「人間一人のいのちは、たゞえ、家族や社会のためとはいえ、どんなことがあっても、犠牲にされることがあってはなりません」と、社会に対する責任とのバランスから見て極端とも思えるほどに自己の権利主張を教えるものもある。

D ソ連の増加率が世界一 (八〇・八三頁)



(日本書籍 一〇七頁)

E 日共系の文献とほとんど同じ (一四九頁)



— 4 —

教科用図書検定規則

第三章 正誤訂正手続等

(正誤訂正)

第十六条 検定を経た図書

について、次の各号の一

に該当する場合には、発

行者は、文部大臣の承認

を受け、必要な訂正を行

ななければならぬ。

誤記、誤植、脱字又は

誤った事実の記載がある

場合には、発

三 統計資料の更新を必要

とするとき。

四 その他学習を進める上

に支障となる記載で緊急

に訂正をするものがあ

ることを発見したとき。

教科書検定見直しへ

3/3 朝日新聞 各面

D ソ連の軍事費 実はCIAの算定数字

ソ連の軍事費は3種公表されている

	アメリカの CIA作成	ヘンツホルム 国際平和研究所作成	ソ連政府の 公表数字
1972年	330億ドル	650億ドル	179億ルーブル
1973年	330億ドル	660億ドル	179億ルーブル
1974年	330億ドル	670億ドル	177億ルーブル
1975年	1,240億ドル	520億ドル	172億ルーブル
1976年	1,270億ドル	690億ドル	172億ルーブル
1977年	1,330億ドル	700億ドル	172億ルーブル
1978年	1,330億ドル	710億ドル	172億ルーブル
	「ミリタリー・バランス」各年度版より	「世界の軍事力79-80」より	国連統計局編「国際連合統計年鑑」各年度版より(原書局)

(『教科書がねらわれている』P76)

E 「日共系の文献」 実は公正取引委員会の資料

「総合総社に関する第二回調査報告 S 50. 1. 22」(公正取引委員会編『独占禁止法改正』P200)

大蔵省印刷局発行

参考4. 各企業集団の社長会メンバー企業

区分	三菱 (27社)	三井 (22社)	住友 (16社)	芙蓉 (23社)	第一勧銀 (57社)	三和 (36社)
金融業	三菱銀行、三井信託、東京海上、明治生命	三井銀行、三井信託、大正海上、三井生命	住友銀行、住友信託、住友海上、住友生命	芙蓉銀行、安田信託、安田火災、安田生命	第一勧業銀行、日産海上、大成火災、富國生命、朝日生命、日本勧業角丸	三和銀行、東洋信託、日本生命
農林業				古河林業		

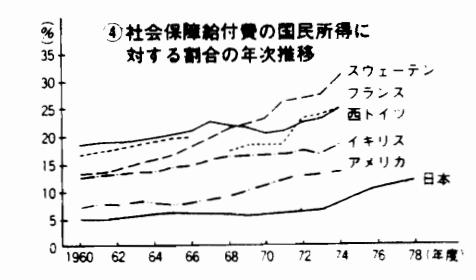


A 老人ホームへのすすめは写真トリック



では日本の「年金」は
先進資本主義国で最低

『厚生白書』55年版



筑波大グループが『議会制民主主義に反するので教科書にのせるべきでない』としている大衆運動の写真の事例（作成 高嶋伸欣）

昭和56年より 中学3年生が使用する 社会科教科書「公民的分野」内容分析

監修

田中正美（筑波大学教授 学校教育部長）
教科書研究プロジェクトチーム
森本真章（筑波大学講師）他8名、氏名略
〔通称 森本第1レポート〕

▶ 1980年夏作製。自民党、民社党の国会質問、経済広報センターの資料「疑問だらけの中学校教科書」（ライフ社）のタネ本として用いられた。

1 署名運動



↑ 国連軍縮特別総会(1978年)と署名運動

- 〔日本書籍 P128〕
- ・<大書P57><清水P39>
- <教出P100><学図P100>の分は見落し
- ・幼稚園増設や私立学校助成の署名運動は反民主的なことになるのでしょうか？

2 請願活動



・国会への請願活動 各官公庁、地方議会への請願も認められている。

〔東京書籍 P82〕

- ・<学校図書P46>も。
- ・<中教P24>、<清水P39>は見落し。
- ・請願活動こそ議会制民主主義の一部分のはずでは？

3 メーデー



□メーデー会場(大阪市)
1886年5月1日、アメリカで8時間労働制を要求して、労働者が立ちあがりました。これを記念して、毎年5月1日に、世界の労働者が集会や示威行進を行うようになりました。

- ・今や年中行事のお祭りのようになったメーデーのどこが反民主主義的なのでしょうか。
- ・デモの写真が多くると国会で発言した民社党の代表も参加しているのでは？

4 農業団体の大会

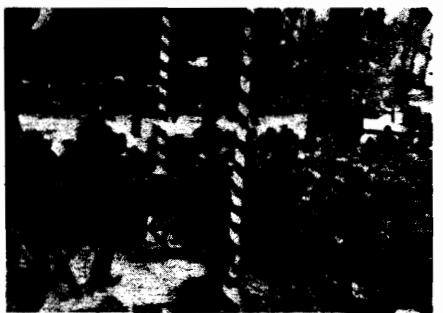


↑ 農業団体の大会 米価値上げの要求を決定して、各政党に陳情する農業団体の大会のようす。農業団体は、わが国有数の圧力団体である。

・米価値上げの農業団体の要求の強さは、メーデーのスローガンどころではない。

・農村は大切な保守の票田、それを反民主的で、教科書から削れなどと言ってもいいのですか？ — 6 —

5 婦人の選挙権獲得運動



〔中教出版
P76〕

- ↑ 婦人の選挙権獲得運動
わが国では、1925年(大正14)に男子の普通選挙が認められるようになると、婦人の間にも、選挙権を獲得しようという気運がいっそう高まった。
- ・選挙権を獲得することこそ議会制民主主義の精神にふさわしいのでは？

6 部落差別からの解放運動



〔大阪書籍 P64〕

← 第4回全国水平社大会（1925年、大阪市）自由民権運動や米騒動などに参加するなかで、被差別部落の人々は、自分たちの力でしか解放を実現できないことを自覚し、1922年(大正11)3月3日、京都の岡崎公会堂に、全国各地から代表者3000人が集まつて、全国水平社を結成しました。このときの水平社宣言は「部落民よ団結せよ」はじめ、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ん

- でいます。全国水平社の活動は、戦時中もひそかにつづけられましたが、戦後いちばん早く「部落解放全国委員会」を結成し、1955年には「部落解放同盟」に改組しました。今日では、さまざまな立場での解放運動がつづけられています。
- ・教科書本文に同和問題の「早急な解決は、國の責務であり、国民的課題である」と明記されている。これこそ議会制民主主義以前の問題では？

7 広島・長崎の平和祈念式典



〔東京書籍
P246〕

- ・<学図P201・広島>は見落し

- ・長崎での平和祈念の式典原爆が投下された8月9日におこなわれる原爆殉難慰靈祭のようす。中央の像が、平和祈念像。
- ・一瞬、見まちがいかと思われるが、確かに筑波大グループのレポートにのっている。今年は、政府代表まで参加している式典が反民主主義的とは？

8 原水爆禁止世界大会



← 原水爆禁止世界大會（1976年）原水爆禁止をうたえる渡辺千恵子さん

〔学校図書
P88〕

- ・<中教P32><東書P40 N.Y., P246第1回><日書P66, P24><教出P228>も
- ・「HIBAKUSHI」という言葉を外国の辞書に載るまでひろめたのは、誰の働きがあってのことでしょう？

9 原水禁デモ



〔中教出版
口絵〕

- ・<大書P237>も

- ・筑波大グループは、このデモの日本人参加者について、共産党の文書で党がかかわったと書いていてから、党の活動の一端と決めつけ、だから非教育的と主張している。共産党の影響力はそんなに強い？

10 ロッキード事件抗議デモ



〔中教出版
P92〕

- ・高校「現代社会」の検定では、ロッキード事件になるべく触れないように指示された。
- ・同じ「現代社会」の検定で、ストップザ汚職議員の署名運動の写真で、募金箱に書かれていた「ストップザ汚職議員」の文字が消されてしまった。

↑ 大衆運動 1976年(昭和51)にロッキード事件が発生すると、広く大衆の間から、腐敗政治追及の運動がわきおこった。

「ストップザ汚職議員」の署名運動の写真で、募金箱に書かれていた「ストップザ汚職議員」の文字が消されました。

11 人権の一部として紹介されているデモ



①人権尊重を求めて(→35・36)

[中教出版
口絵]

[東京書籍
P 25]

- 左は、民社党書記長が国会で「公民の教科書の口絵はデモの写真ばかり」と発言('81.2.4)して、一躍有名になった写真。
- この写真的デモは、1976年7月25日のもので、日立武藏工場における男女不当差別の撤廃を求めて行なわれた。国会でも不当労働行為として問題にされ、会社は正させられている。
- 高校「現代社会」(自由書房)の口絵1Pに平和大行進の写真があったが、検定で削らされた。



・デモ行進による集団の意思表示

12 公害・薬害に対する運動



↑工場の廃液たれ流しに反対する住民運動
企業の自由を制限する運動である。



公害をなくすための運動(千葉県)
企業の自由を制限する運動である。

[日本書籍 P71] [学校図書
P97]

- 同様のものが(清水P100・スモン)(中教P35・ヘドロ, P96スモン, P105裁判)(日書口絵四日市)(学園P13薬害), (大書P185水俣病)にある。



・審での勝訴を喜ぶスモン訴訟の原告たち(1978年8月)

[東京書籍 P 31]

13 老後の保障を求める運動



↑集会に参加した老人たち 最近では、
老後の生活安定の保障をうたったえる老
人の集会も、さかんになってきている。

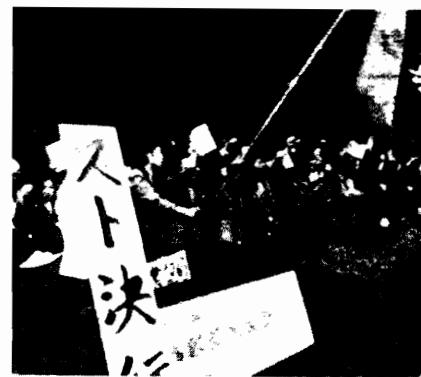
[中教出版 P 14]
・<東書 P 51, P 211>
<日書 P 39, P 75>
も

- 防衛費増額の一方で、社会保障の実質削減という政府方針と時が一致したのは偶然だろうか。
- ちなみに、筑波大グループが日本の社会保障の内の年金は先進国並として挙げた数値は、支給額の高い厚生年金だけで、ベテランのような論証(?)の一例。

14 障害者の生活安定をめざす運動



15 労働組合のストと団体交渉



↑ストライキ ストライキは、労働者が団結して仕事を休む争議行為で、争議権にもとづくもっとも強力な戦術として、おこなわれている。

[中教出版 P 136]

[日本書籍 P 63]
・<大書 P 161>
・<東書 P 28>も

- 労働組合に認められた当然の権利
—もちろん国会で定められた法律でも認められているという極めて議会制民主主義に沿ったもの—
なのに、何故教科書に載せるのは望ましくないだろうか?

「さすが労働組合ぎらいの筑波大」
の声アリ!



↑団体交渉のようす 労働組合(左)は要求を出して経営者(右)と交渉をする。

16 消費者団体の運動



↑全国消費者大会 每年1回開かれて
いる。

[日本書籍 P 203]

- ・<東書 P 51>も
- ・消費者団体のデモ、共同購入、生協活動、商品テストの写真は、これとは別に8枚ある。

17 業者の集会



[東京書籍 P 174]
暗い表情のせんい業者
上は、大韓民国からの輸入の禁止を求める集会。
・会社がつぶれて失業しそうになつても、集会はダメ?

[東京書籍 P 28]



・ILO(国際労働機関)の略称 ILO
は、労働条件を改善させるための国際的
な機関である。



・日本国憲法公布記念の祝賀大
会 公布の当日、各地でさまざま
な行事がおこなわれた。皇居
前で開かれた東京都民の祝賀大
会には10万人の人々が集まり、
新しい日本の門出としてこの日
を祝った。

[東京書籍 P 42]

- ・都民(=市民)大会」とあるのがいけないらしい。
- 同じ写真が<日書 P 48><大書 P 45><教出 P 17><学園 P 23>にあるが、[東書]以外は全て見落し! オソマツ!!
- その上、<日書>や<教出>の写真をよく見ると、舞台中央に天皇・皇后両陛下が並んで立っているのが判る。古代日本の皇位継承争いの事実を歴史の授業で教えることは象徴天皇のイメージに反するから、その事実を教科書から削れと主張している人たちにしては不手際!

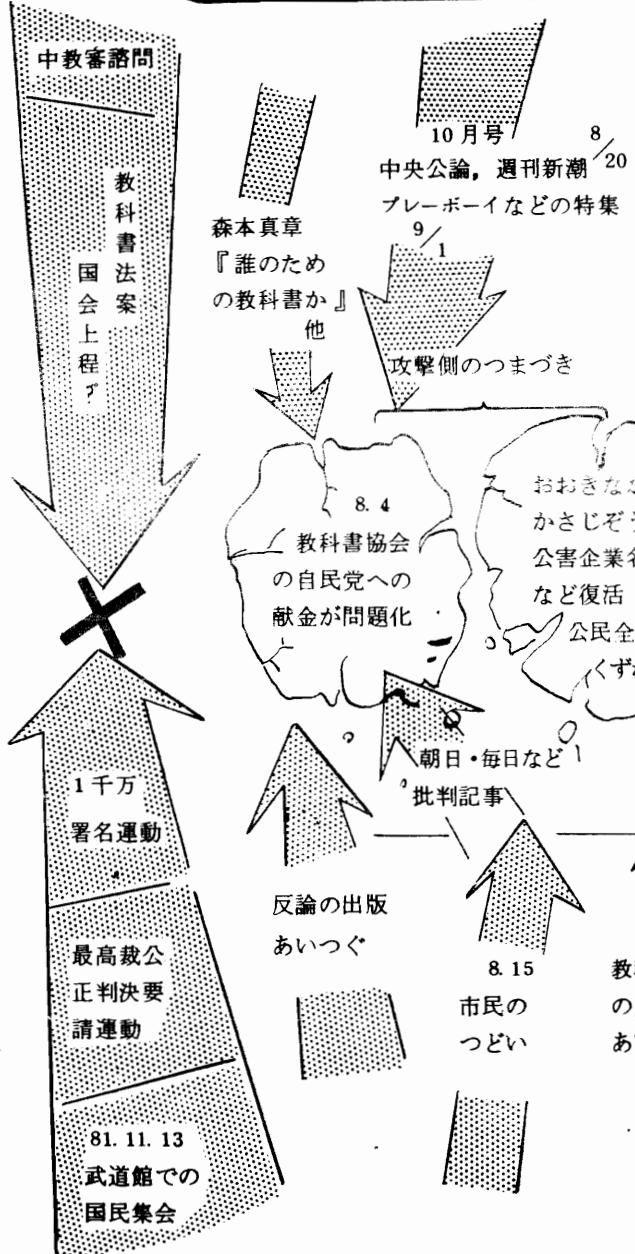
教科書攻撃をめぐる動向早わかり

作成 1981年秋

本多公栄・村井淳志

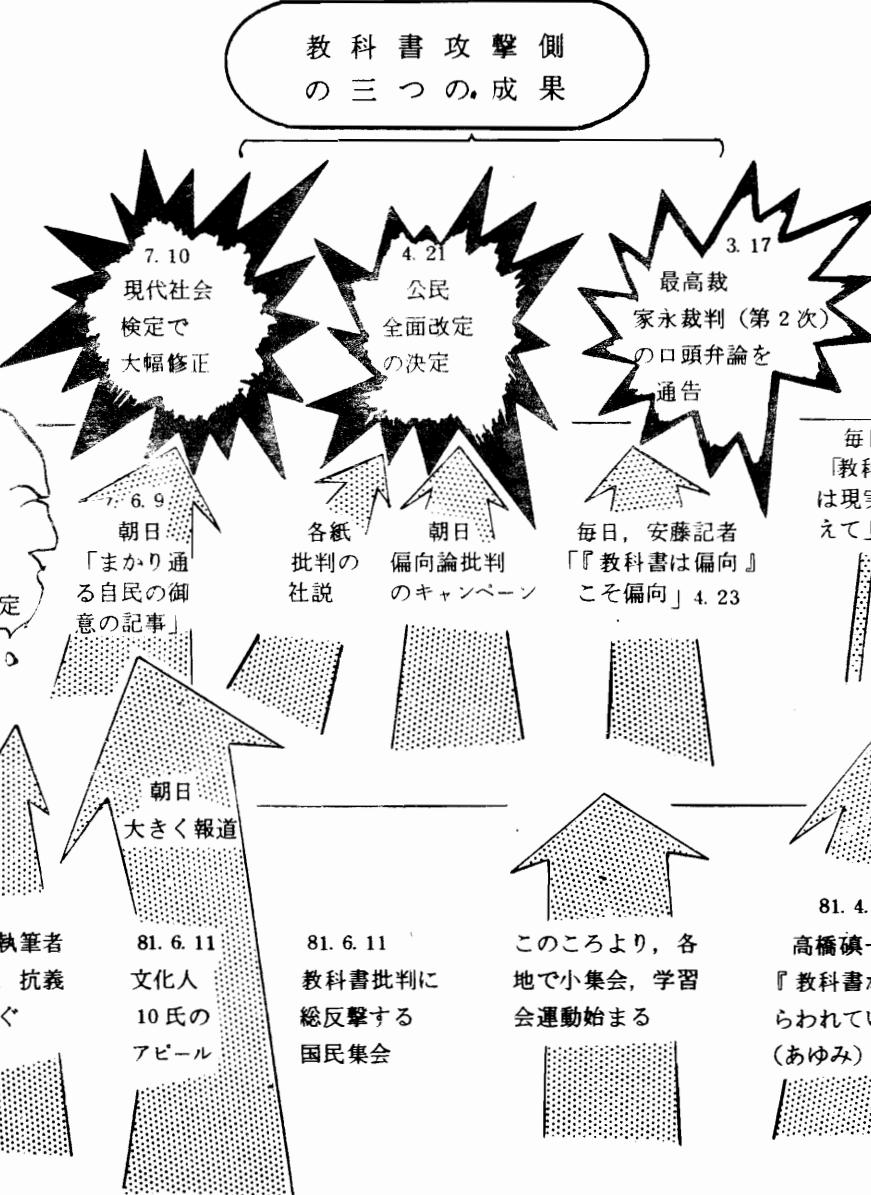
教科書偏向キャンペーン

巻き返し

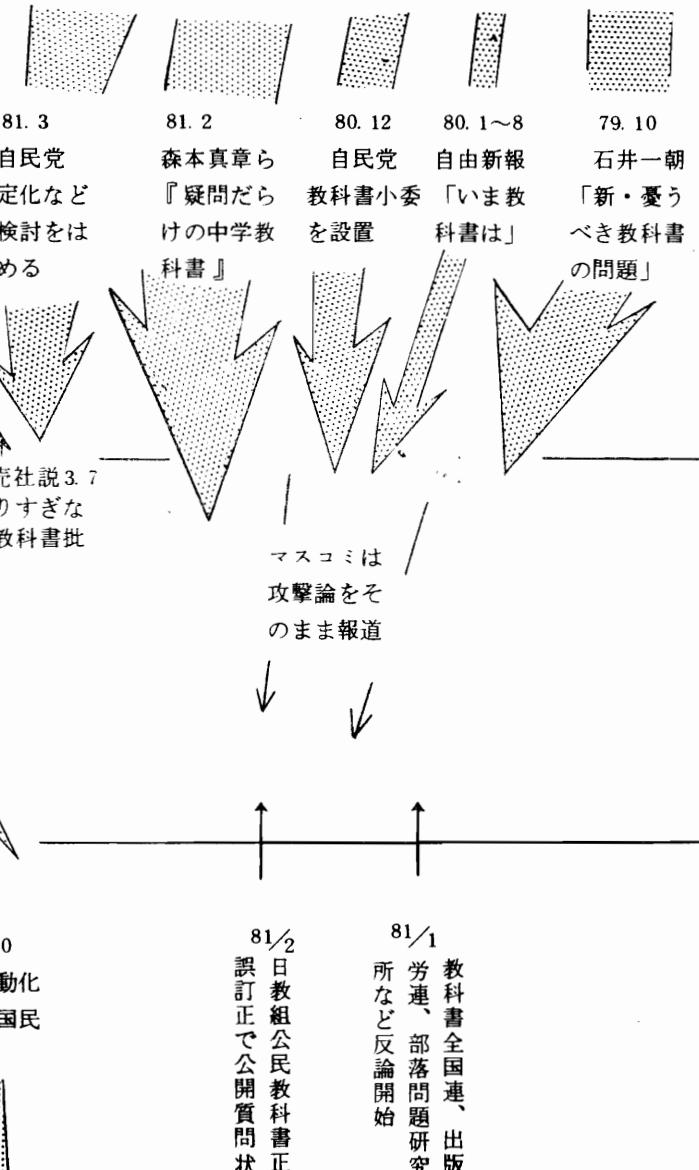


反撃の高揚・攻撃の
成果のほりくずし

いよいよ対決は
本番に！



マスコミの反論キャンペーン
・国民の反論開始



「偏向」攻撃の側

マスコミの動き

「偏向」攻撃に反対する側

教科書白検定

中学「公民的分野」で問題にされた事項・内容例

指摘された事項	検定基準とはどのようなものですか。	生産と企業の自由権▽総合商社とメーカーの関係▽植民地と資本進出▽経済成長と物価▽広告と宣伝▽大企業と独占▽大企業と中小・零細企業▽原子力発電所▽独占禁止法違反事例の紹介▽公害▽産業公害と住民運動▽環境問題▽公害と企業の社会的責任▽高度経済成長が終わつた日本経済	自衛隊	憲法	老人問題	選挙区制▽リコール▽政党の役割▽労働組合▽労働基本権▽大衆運動▽労働組合▽労働基本権▽職業観老人ホーム▽核家族▽共働きと保育所▽官僚政治▽資本主義と社会主義▽福祉▽社会保障▽南北問題▽大企業の社会的責任▽福祉と費用負担▽経済の発展と福祉	日米安保	原子力発電	長期政権	広告
「……そして、もし戦争が起きた場合には、日米安全保障条約にもとづいて、自衛隊は国土の防衛を分担し、アメリカ軍は攻撃を分担することになつてゐる。これに対して国民のあいだには、アメリカが戦争を起させば、日本は自動的に戦争にまきこまれるという声もある」（安保条約は戦争の危険があるのに恐ろしくみじめなものであるから、中学生の心を安保廢棄の方に向へ誘導することを意図していると思われる、などといつた批判が得出た）	〔注〕「朝日新聞」一九八〇・五・四、「読売新聞」一九八〇・四・二五などから作成（伊ヶ崎）。	「……現在、政府は、自衛隊は自衛力であつて、憲法九条の戦力にあだらないという見解を取つています。これに対して、憲法の規定に違反するという意見も少なくありません」	「……日本国民は、この戦争によってはじめて、戦争がどんなに恐ろしくみじめなものであるかを知つた。そして平和がどんなにたいせつなものであるかも知つた。日本憲法が戦争を放棄し、戦力をもたないとしたとき、圧倒的多数の国民がこれを支持した」	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	「……わが国は、二一世紀には、老齢人口のしめる割合が他の国々に比べて、例を見ない高さになることが予想される。それだけに、老親の扶養については、家庭内にとどまらず、社会全体の問題として、考えていか	（B条件ないしB意見）は修正要求に応じない場合には再度B意見が出される。B意見は、参考程度とされているが、このような検定の実態からみると、A意見もB意見も、あまり区別はなく、ほとんど、A意見としての機能を果たすことになつてゐる。検定基準の絶対条件も当初（一九四九年）、「教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものはないか。たとえば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、勤労と責任の重視、自主的精神の養成などの教育目	「……その増強につとめてきた（これに対しても、自民党などからは、あたかも政府は、国民の疑惑を無視して自衛隊を作つたかのように記述しているとか、憲法や法律とも無関係に作られたかのような記述は慎むべきだ、などの批判が出た）	「……そして、もし戦争が起きた場合には、日米安全保障条約にもとづいて、自衛隊は国土の防衛を分担し、アメリカ軍は攻撃を分担することになつてゐる。これに対して国民のあいだには、アメリカが戦争を起させば、日本は自動的に戦争にまきこまれるという声もある」（安保条約は戦争の危険があるのに恐ろしくみじめなものであるから、中学生の心を安保廢棄の方に向へ誘導することを意図していると思われる、などといつた批判が得出た）	「……政権を担当している政府は四分の一世紀もの長い間、交代したこと�이ありません。そのため、政権をになうことへの責任感や意欲がうすれ、国会も、国民不在の政争になつてゐるくらいがあります。今後、克服されなければならぬ問題です」	「……しかし、販売競争のはげしい現代の経済社会では、大規模な広告や誇大な宣伝がさらにおこなわれ、人々の欲望をかり立てる傾向が見られる」（広告の持つ役割を無視していると、広告関係団体などから批判が出た）
（B条件ないしB意見）について文部省の修正要求に応じない場合は、不合格となる。必要条件とあったのを、現行の検定基準では、「たとえば」以下を排除し、代わりに、「教科の目標との一致」の項目のなかに「学習指導要領に定める当該教科の目標と一致しており、これに反するものはないか」とした。すなわち、法的拘束力に多くの批判と疑義がだされている学習指導要領が、検定基準の中核をめるようになっているのである。	（B条件ないしB意見）は修正要求に応じない場合には再度B意見が出される。B意見は、参考程度とされているが、このような検定の実態からみると、A意見もB意見も、あまり区別はなく、ほとんど、A意見としての機能を果たすことになつてゐる。検定基準の絶対条件も当初（一九四九年）、「教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものはないか。たとえば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、勤労と責任の重視、自主的精神の養成などの教育目	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	（この記述についての批判は、「圧倒的多数の国民が支持した」）	

高校「現代社会」（一九八二年使用・一六社・二一点）修正要求の例

「血田新報」の教科書は、「黒河」とされた国語教材

原爆の図	「侵略」回避
<p>原爆をめぐっては、中学のいくつもの教科書に載っている丸木位里・俊夫妻の「原爆の図」が、「悲惨すぎる」として、広島にある記念像の写真と取り換えられた。</p>	<p>「侵略」ではなく「侵攻」「侵入」「侵出」を使ってほしい。「侵略」には悪いという価値判断がはいる。</p>
自衛隊合法論	北方領土問題
自衛隊については、「自衛隊	北方領土問題では「統一見解として、全社共通にお願いしている」として、必ず書くようにとの強い指導があった。さらに

「指導力ある大さじ」を「指導名」に変えるセラオ大

		原爆の図	
		「侵略」回避	
自衛隊合法論		「侵略」でなく「侵攻」「侵入」「侵出」を使ってほしい。 「侵略」には悪いという価値判断がはいる。	権利・義務
	北方領土問題	「北方領土問題」についても、現行教科書では脚注にされる「三大義務」が、本文に戻させられた例。権利の記述が多くなる、「権利」と五つも削られたり、見出しの「権利」の文字のうち三つほど「間に上ることを」ともらして	

を述べた部分は、どの教科書も
大ナタをふるわれた。

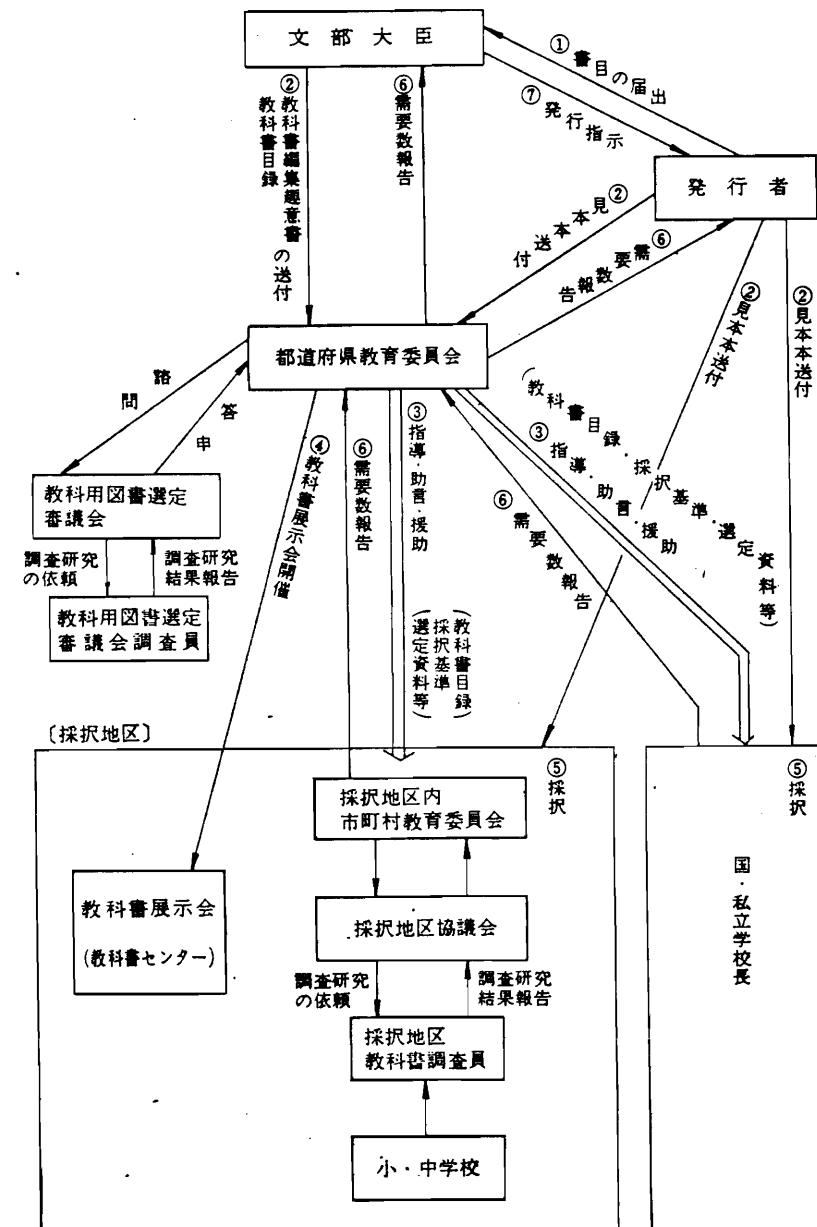
憲法全文削除		法によって成立」「保安庁法によつて保安隊も成立」などの文章が、軒並み書き加えさせられた。「偏向教科書キャンペーン」で、「自衛隊の合法性を示す法的根拠が全く書いてない」とやり玉に上げられた部分である。	
憲法全文削除も指示され		ソ連の不法占領③国民的な返還運動が行われている④四島の名前を明記、との四条件が示され、一部を欠いたため検定が通らない出版社もある。別の会社は、ソ連側の主張も並べたため、「兩論併記は避けてほしい」と削除させられた。国際関係の学者たちからは、「国際問題を考える上で、相手のいい分を	
「平和を愛する諸国民の公正と信条に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という、平和主義宣言の核心部分。奥野法相が昨年、国会で「この条項があるから愛国心が育たない」と発言、自民党の内部資料でも「空想・理想論」などと決めつけていたいわくつきの個所だ。文部省は「国際環境の変化を考慮し、削除したらどうか」と指示。修正意見ではなかつたため、出版社側は、憲法の条文はそのまま残し、国際環境の変化に関する記述を加えたが、文部省側はこれでは不足として、決着がついていない。		公法学会の最近のアンケート調査によれば、学者、法律家など会員の間で自衛隊違憲論が七割以上を占めた。「自衛隊合法論の強調を画一的に指示するの調査によれば、学者、法律家など会員の間で自衛隊違憲論が七割以上を占めた。「自衛隊違憲論」などと決めつけていたいわくつきの個所だ。文部省は「国際環境の変化を考慮し、削除いたらどうか」と指示。修正意見ではなかつたため、出版社側は、憲法の条文はそのまま残し、国際環境の変化に関する記述を加えたが、文部省側はこれでは不足として、決着がついていない。	
①北方四島は日本固有の領土②ソ連の不法占領③国民的な返還運動が行われている④四島の名前を明記、との四条件が示され、一部を欠いたため検定が通らない出版社もある。別の会社は、ソ連側の主張も並べたため、「兩論併記は避けてほしい」と削除させられた。国際関係の学者たちからは、「国際問題を考える上で、相手のいい分を	企業・経済界評議會	企業・経済界批判には、とりわけ神經質だ。四大公審裁判の企業名がすべてカットされ、大企業、「独占」企業などの言葉も厳しくチェック。また、自民・財界の「マルクス経済学の立場に立った企業性説、利潤悪視などが目に余る」との批判を受けて、「生産關係」「二大階級」「修正資本主義」などの大企業は不適当とされ、「利潤の意義を書き加えてほしい」といった指示が各社に出されている。	企業・経済界評議會
「日露戦争時に、歌人与謝野晶子は出征した弟の身を案じ、『君死にたまふことなけれ』と	歴史の経験	なぜ戦争が起きたのか、資本主義の歴史、など歴史的な経過	例もある。
「日露戦争時に、歌人与謝野晶子は出征した弟の身を案じ、『君死にたまふことなけれ』と	歴史の経験	なぜ戦争が起きたのか、資本主義の歴史、など歴史的な経過	例もある。

学習指導要領の変遷

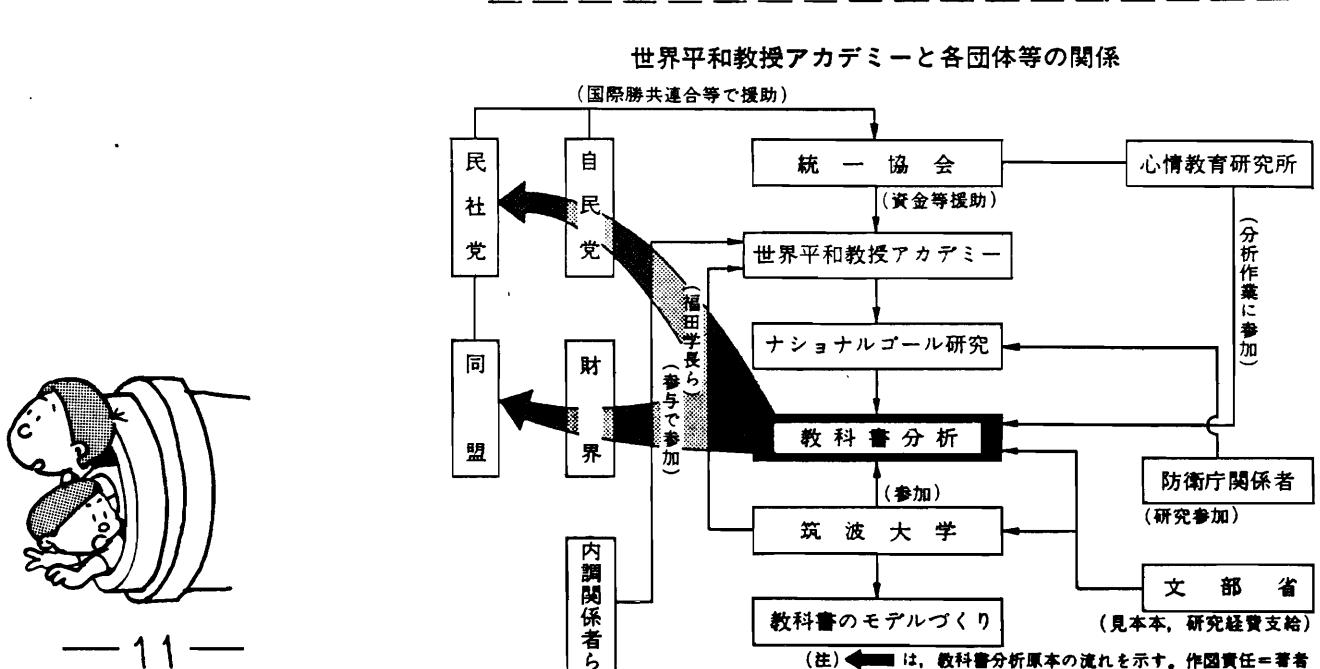
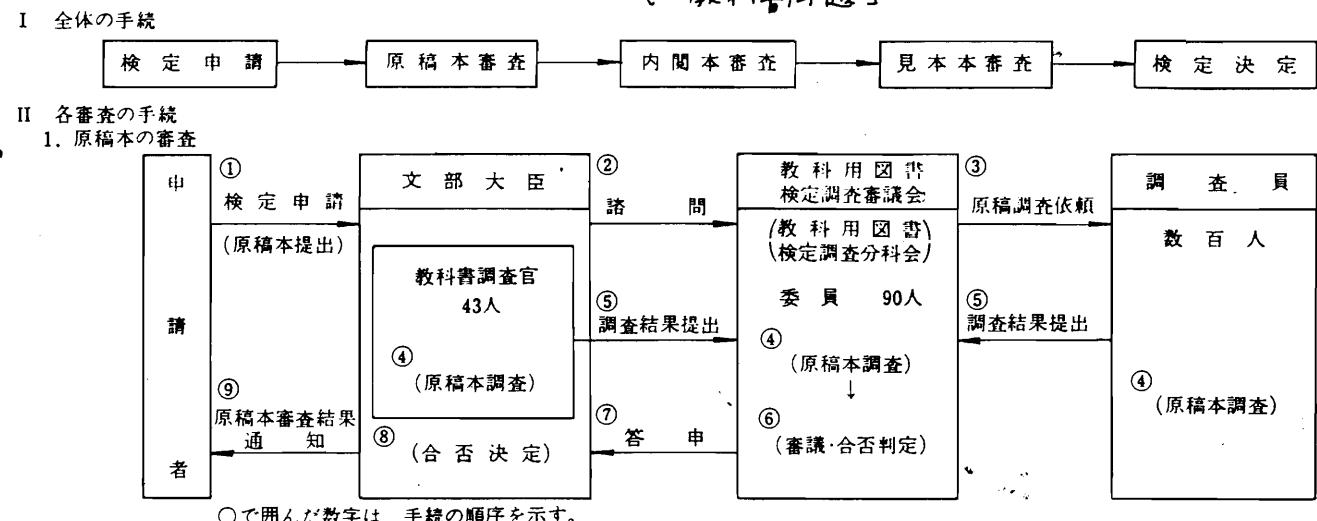
学習指導要領の変遷	その性質と特徴
◇昭和二二年三月「学習指導要領一般編(試案)」同、各教科編(試案)。中は二二年から高校は二三年から実施。一四年に一部手直しが行なわれた。	憲法、教育基本法、学校教育法などで、平和と民主主義の教育、六三・三・四制発足。教師の手引きとして出され、社会科や自由研究が創設された。
◇昭和二六年改定。試案はそのまま社会科のとも二六年から実施された。年度改定で三八年改定。小学校は三六年、中学校は三七年改定。小学校は四六年実施、中学校は四四年改定四七年実施、高校は四五年改定四八年実施。官報告示された。	前回の不備を補い、「学習指導要領に示されたものよりも、いつそうすぐれた指導法を教師が発展させることを希望した」としていった。自由研究がなくなり、特別教育活動が現われた。
◇昭和三七年改定。小学校は三六年、中学校は三七年から実施、高校は三五年改定で三八年改定四八年実施。官報告示された。	国家基準性、法的拘束力が強化され、「道徳の特設(小・中)、学校行事、特別教育活動と教科充て、教育課程を編成。道徳教育、能適性に応じる教育重視。
◇昭和五二年改定。小学校は五五年改定、中学校は五年改定五七年改定、中学校は五年改定五六年実施。官報告示された。	君が代の国歌化など国家主義強化。人間性、なら化され、「能力・適性」の名の選別教育が強化となり、「能力・適性」の名の選別教育が強化され、小学校から神話教育復活。教科、高道徳され、特別活動の領域へ。小・中)となる。

(伊ヶ崎作成)

＜教科書採択の仕組み＞



＜検定の手続＞ (国民教育④「教科書問題」より)



教科書裁判資料

(法子セミナー「教科書と教育より」)

教科書裁判とはどのようなものですか。裁判にはどのような意義があったのですか。

家永三郎氏が、教科書訴訟を提起(一九六五年六月)するにあたっての訴えは、「憲法・教育基本法をふみにじり、国民の意識から平和主義・民主主義の精神を摘みとろうとする現在の検定の実態に対し、あの悲惨な(戦争の)体験を経てきた日本人の一人として、だまつてこれをみのがすわけにはいきません」という。これは、あまりにひどい検定の実態に対し、戦争を体験してきた歴史学研究者というより一人の人間としての良心の叫びであるといつてもよいであろう。さらに「訴え」では、「現行検定が教育行政の正当なわくを越えた違法の権力行使であることの明らかにされること」の一点を求めて、あえて国を相手に前例のない訴訟を提起したという。

裁判では、検定が憲法二一条、同二三条、同二六条、教育基本法一〇条違反(訴状)であるとした本格的な憲法裁判として、提訴以来、広範囲な支援運動が展開され、さまざま側面から、この裁判のもつ意義が論じられてきている。

一般的には、教科書統制をくいとめ、教育の民主化、教育の自由を守るためにたたかい対する意識と歴史に対する意識(歴史意識)が大きく変化をとげていくような深まりをみせている。さらにいえば、支援運動が、他の平和や民主主義を守る諸運動と結びつきながら、国民の自由や権利の自覚を高めていった過程のなかに、重要な意義があるものとおもわれる。

裁判の過程に限ってみても、原告家永側の証人の証言および反対尋問などの証言の記録とともに、双方が提出した膨大な証拠資料を通じて、それまで、不明確であった検定の実態に鋭い解説のメスが加えられた(とくに検定関係文書は、裁判によって、はじめて公開された)。法廷という場に臨席しなくとも、証言、証拠資料は、すべて、公刊(「家永・教科書裁判」総合図書刊)されてきたから、国民が何が真理、真実であり、何が正義かを知ることになり、これに加えて、市販の教科書問題関係の膨大な諸資料は、歴史価値とともになった資料として歴史に残ることになった。また、提訴によって、教育学、公法学、歴史学などの多様な専門分野の研究者が、協同して、教科書問題(裁判を含む)の学問的解明に努めた。その一つの大きな成果として、いわゆる杉本判決が出され、「国民の教育権」の思想が定着するようになつたのである。

教科書裁判の第一次訴訟(国家賠償請求訴訟)と第二次訴訟(不合格処分取消請求訴訟)はどのように区別され、それぞれの進行状況はどうなのですか。

一九六五年六月一二日に提起した訴訟(第一次訴訟)は、一九六三年の新訂版高校日本史教科書に対する不合格処分と翌六年の再提出本に対する条件付合格処分の修正指示につき、国家賠償を請求する訴えとしておこされた。第二次訴訟(一九六七年)は、一九六七年の四分の一改訂のうち、不合格とされた三件六カ所につき不合格処分の取消しを請求する行政訴訟である。第二次訴訟の方が争点が限定されていたためや裁判所の構成が全く変わらず、結審に入ったために後からおこした訴訟であったが、第一次訴訟に先立ち、一九七〇年七月一七日に第一審判決が出された。いわゆる杉本判決である。ただちに文部省の控訴により、控訴審が開かれ、一九七五年一二月二二〇日に、判決(いわゆる畔上判決)が出され、また文部省の上告により、最高裁判所(第一小法廷)に係属し、五年たつた八一年三月に口頭弁論通知があり、七月九日、口頭弁論を開き、やがて判決が出されようとする段階となつた。第一次訴訟は、判決(いわゆる高津判決)が出たのが、一九七四年七月で、今まで控訴審の審理が続いている。

それに対して、一九七四年七月のいわゆる高津判決は、教育内容に国家が介入することを全面的に認め、教科書検定制度を憲法、合法としたのであった。判決のなかで、裁判所自ら文部省が家永氏の教科書原稿に付した条項指示のそれについて、歴史学、教育学的に正しいかどうかについてまで判断を下し、部分的に文部省に誤りがあつたとして一〇万円の慰謝料を認めた。

第二次訴訟の控訴審の判決は、一九七五年一二月に出された(いわゆる畔上判決)。判決は、憲法、教育基本法についての違憲、違法性を回避し、文部省の不合法処分が「行政行為の一貫性、安定性を欠き気ままな処分」であり、違法であるとした。



この三つの判決を通して、原告家永側の完全敗訴は一度もなく、現行教科書制度が、裁判所の判断によつても、多岐にわたり、本質的なところで問題のあることを国民に広く知らせたことになる。

「教科書法案」次見料

教科書法案要綱

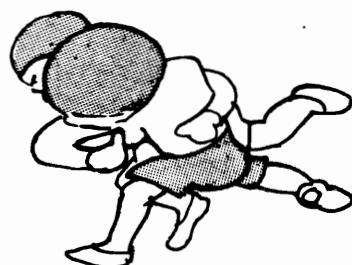
(一九五六年三月一二日、文部省)

いま、準備がすすめられている「教科書法案」とはどのようなものと考えられますか。

一九八一年六月五日、自由民主党は、文部会と文教制度調査会の合同会議で、同党教科書問題小委員会がまとめた教科書制度の改革案を了承し、それをもとに「教科書法案」を作成にむけて準備をすすめることになったと。改革案の骨子は、次のようなものである。
①教科書採択については、現行の市や郡単位から、都道府県単位に拡大するなど、広域化を検討する。
②教科書作成の基準となつている学習指導要領に必要な検討を行なう。
③実際の検定にあたる文部省の教科書調査官の増員と待遇改善に必要な検討を行なう。
文部省は厳正な検定を行なうよう最善の努力をする。
⑤検定、採択、発行、供給について総合的にまとめた教科書に関する法律の制定を検討する。かつての「教科書法案」は、一九五六年(昭和三一)年に、現教育委員会法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)とともに国会に提出され、現教育委員会法は、警官隊五〇〇名にみまもられ、国会を通過したのであるが、教科書法案は、審議未了で廃案となつた。廃案となつた二日後、清瀬一郎文相は、「教科書制度改変は立法を必要とせず、行政措置で行なえる」と発表した。その後、検定強化はますますすみ、一方、無償措置法以降、広域統一採択方式がとられるなど、教科書統制が強められていった。廃案となつた当時の教科書法案は、①検定、②採択、③発行および供給について項目を立てて規定しているが、今日、読んでみると、そのほとんどが、行政措置で行なわれているようにおもわれる。

このようにみてくると、今回の「教科書法案」は、検定の法的根柢を含め、廃案となつた教科書法案のなかにその後の行政措置(教科書調査官制度など)を法認するための、教科書についての総合立法を予想させるものがある。

(「法子セミナー」「教科書と教育」より)



(④「教科書問題」より)

第一 総則に関する事項
一、この法律は、教科書について検定採択、発行その他必要な事項を定め、教科書の水準の保持と向上を図るとともに適正な採択と確実な発行を確保し、もって学校教育の目的的達成に資することを目的とするものとすること。
二、「教科書」「発行」「都道府県教科書供給業」等について、所要の定義をすること。
三、教科書の基準を定めること。
四、教科書の種目等について規定すること。
第二 検定に関する事項
一、検定は、教科書検定審議会の議に基いて、文部大臣が行うものとすること。
二、検定基準は、教科書の基準に則り文部大臣が教科書検定審議会に諮問して定めるものとすること。
三、検定は、発行者には著作権者の申請により行うものとすること。
四、不合格図書の同一年度の再提出の場合等一定の場合には検定を拒否するものとすること。
五、不合格図書について、不合格の理由を明らかにする説明書の交付、異議の申立及び再検定の制度を設けること。
七、検定の有効期間を六年とする。
八、検定済教科書に誤植、誤記又は客観的事情の変更に伴い誤りとなつた事実の記載がある場合は、申請には文部大臣の指示に基づき、修正を行なうことができるものとすること。
九、文部省は教科書検定審議会を置き教育、学術、文化に關し広く且つ高い識見を有する者及び教科内容その他教育に關し専門的知識と経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する八十人以内の委員で組織するものとすること。

十、教科書検定審議会は、検定及び異議の申立てについての審査において必要があると認めるときは、検定申請者又は著作者の意見を聞くことができるものとすること。
十一、教科書検定審議会には、分科会を置くものとし、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができるものとすること。
第三 採択に関する事項
一、文部大臣は、毎年、発行の申出のあった教科書の書名等を記載した教科書公報を作成し、教育委員会等を経て、各学校に配布するものとすること。
二、発行者は、教科書研究施設その他に採択用見本本を送付することができるものとすること。

三、採択は、学校の種別に応じ次の各号に掲げる者が行うものとすること。

1 市町村の小学校及び中学校にあっては、採択地区ごとに教科書選定協議会の手続を経て、校長

2 公立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校にあっては、校長の申出に基いて、所管の教育委員会

3 国立又は私立の学校にあっては、一定の手続を経て、校長

4 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域を、自然的、文化的、經濟的諸条件が類似しており市町村立の小学校及び中学校の同一学年において同一種類の教科書を使用することができるものと認められた地域に分つて、採択地区を定めるものとすること。

5 人口、面積等の規模の小さい都道府県にあっては、その区域をもつて、一の採択地区とすることができるものとすること。

6 都道府県に採択地区ごとに教科書選定協議会を置き、その委員は、市町村の教育委員会の委員、教育長、その他の職員、小学校又は中学校の校長、教員、並びに学識経験者のうちから都道府県の教育委員会が任命するものとすること。

7 教科書選定協議会は、当該採択地区内の市町村立の小、中学校の校長の申出に基いて、翌年度使用の教科書を、学年ごとに一種目について一種類選定するものとすること。但し、政令で特別の規定をすることができるものとすること。

8 都道府県は、校長、教員、教科書選定協議会の委員その他の者の教科書及び教科の常時研究に資するため、必要な数の教科書研究施設を設け、これに教科書、教科用指導書その他の教科用の参考図書を備えるものとすること。(以下略)

教科書問題 領題に関する

政党見解

(「法とセミナー増刊」81 日本評論社より)



自由民主党

文教部会教科書問題に関する小委員長

三塚 博

現行教科書制度の問題点と改善のための試案

私は、これから日本を担う青少年を、豊かな個性と創造性に富み、社会的連帯感と公共の精神を持ち、更に国民意識と国際観を備えた日本国民に育てることを目的として、教育を充実していくことが、今の世代に生きる我々の使命であり、責任であると考える。したがって、学校教育における主たる教材として重要な役割を果たしている教科書の内容についても、重大な関心を払い、その改善と充実を国民的課題として取り上げいく必要があると考えるものである。自由民主党は、私の提案を入れ政務調査会文教部会の中に教科書問題に関する小委員会を設け、私は小委員長として先般来、現行教科書制度の問題点及び改善策について、各方面の意見を聞きながら、検討を進めてきた。ここに、これまでの検討の結果を整理し、現段階における改善のための提言を行うこととする。

- 一、現行教科書制度の問題点現行教科書制度には、教科書会社が行う編集、文部省が行う検定、教育委員会が行う採択というそれぞれの段階において、次のような問題がある。
 - ① 教科書会社は、企業としてその教科書が採択されなくては困るという事情にあるため、採択に対し事実上大きな影響力をもつてゐる日教組等特定の勢力の影響を受けながら、執筆者の選定をはじめとする教科書の編集が行われがちである。
 - ② 教科書の編集において、知識や情報の量を多くすることを追う傾向にあるため、教科書の記述が網羅的・羅列的かつ難解なものとなりがちである。
 - ③ 教科書会社の編集体制が弱体であるため、検定申請に当たって提出される教科書の原稿には単純な誤りなどを含む粗雑なものが多い。
 - ④ 文部省の検定は、検定申請の数が多いこと、申請される原稿に粗雑なものが多いこと、処理期間が短いこと、著作者との対応に非常に時間を要すること、原資料に当たるなど細密な調査を行う必要があることなどの理由から、その業務量は極めて膨大なものとなつてゐる。また家永訴訟の影響も見逃すことができない。
 - ⑤ 教科書の採択において、採択地区によつては、各学校の投票によって実質的に採択を決定し、市町村教育委員会の責任が不明確になつてゐる例が見られる。また、採択の過程において、日教組は「教科書白書」を発行したり、各都道府県教組に対し「採択民主化闘争」と称する指示を行つたりして、組織的な運動を展開することにより、市町村教育委員会による採択に対し、事実上大きな影響力を及ぼしている。

二、改善のための提言

- 1、教科書会社、文部省及び教育委員会は、右に指摘した問題点にかんがみ、当面、次のような措置を講じ、また、検討を行ふべきである。
 - (1) 教科書会社の編集

① 教科書会社は、その業務の公共性や社会的責任を自覚し、自らを律する態度を明らかにして、子どもの心身の発達段階に応じて適切な内容を盛り込んだ中正な教科書を作成するよう努めるべきである。また、教科書の著作者においては、学問的のみならず教育的な配慮を十分に払いながら教科書を執筆するよう努めるべきである。

日本社会党

衆議院議員

湯山 勇

一 政治権力による支配を排除する

教育基本法には「教育は不当な支配に服すことなく」と明記されている。不当な支配の最たるものは「政治権力」による支配である。教科書を批判することは、本来は自由であるが、安定多数をもつ政党が、党の部会で教科書の内容を変えることを決め、これを党の方針として政府に要求すれば、今後(文部省)はこれを拒否することはきわめて困難である。たとえその要求の内容に誤りはなくとも、そのやり方は「不当な支配」である。このことは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員のうち同一政党に所属する委員の数が過半数になることを禁じていることからも、明らかにできる。内容の如何ではなくて、過半数の構成そのものが「不当な支配」につながるとしてそれを排除した規定である。

この趣旨に照らしても、今回の自民党のやり方は、明らかに不当な支配というべきである。現に文部省は、自民党等の意を押し、教科書会社に対して検定規則に「参考意見」という不当な干渉を行ない、出版会社が、すでに採択の終わった教科書を書き換えたのが、中学生の公民、地理の教科書である。教科書も決して例外ではない。これ、リベート、交際費、政治献金、を書いた中学生の公民教科書から、不当な検定で削除されたこれらの方が、教科書をめぐって、事実として明らかにされたことは、まことに皮肉といわなければならぬ。

二 正しい教科書觀を持つこと

学校教育法によれば、教科書は「主たる教材」であり、「教科書を使用しなければならない」と明記されている。

- (2) 教科書会社は、その編集体制を充実・強化するとともに、教科書のあるべき姿についての自主的な研究を怠らず、教科書の改善・充実に努めるべきである。

(2) 文部省の検定

- ① 文部省は、検定に当たつて厳正な態度で臨み、真に教育的に適切な教科書が作られるよう最善の努力を払うべきである。
- ② 文部省の検定体制を充実するため、教科用図書検定調査研究会の拡充、教科書調査官の増員・待遇改善などを層充実するために必要な諸条件を整理すべきである。

(3) 教育委員会の採択

- 市町村教育委員会は、自らの責任において、教科書の調査研究を十分に行い、その地域の教育的諸条件を勘案して、適切な教科書を採択するよう努めるべきであり、事实上各学校の投票によって採択を決定するなど自らの責任を明確ならしめることのないようにしなければならない。そのためには広域採択が最も望ましい。

(4) 学習指導要領の見直し

- 学習指導要領は、教育活動の大綱的基準であるとともに、教科書作成の振りどころとなつていて、かんがみ、より適切な教科書ができるよう検討を行うべきである。なお、教科書をよりよいものにしていくためには、右の当面の措置の結果を見守りつつ、今後の課題として、教科書の編集、検定、採択、発行等に関する総合的な法律の制定を検討する必要がある。

(5) 同小委員会の報告として了承された。

(本特集にあたり、右文書を流用させていただいた——編集部)

教科書は一字一句もらさず教えるものであるという教科書觀と入試対策が一体となつて、授業は教科書を教えることであるといふ先入觀となつてゐる。

国語の授業は教科書の一字一句が大切である。社会科の授業では教科書を国語と同じように扱つていい。小学校で理科の教科書を読むような授業はないといってよい。图画の教科書もあまり使われていない。戦前国定教科書時代は、算術の教科書は使わなかった。理科の教材は自然物・自然現象が主であるからである。

愛国心の記述がないから愛国心の養成ができないというのは、音楽を愛好せよと書いてなければ音楽を愛好する心が養えないというのにひとしい。

検定に当たる調査官はその教科書がどのように使用されるかを考えて検定しているだろうか。ほんとと考えていいとしか思えない。法律によって使用を強要し、権力をもつて検定に当たつている実情は、教育的というよりも検閲的といわなければならない。

三 教科書無償は堅持する

教科書無償の制度は「義務教育無償」の憲法の精神に基づくものであることは、当時のこの法律の提案理由でも明らかにされている。文教関係の法律で、憲法の精神云々の説明があつた法律はきわめて稀である。

一九五一年頃、入学のお祝として、小学校一年生に国語と算数の教科書を三ヵ年くらい贈与したことがあつたが、今日の無償とは全く異質のものであった。

無償制度を廃止することは、憲法解説につながる重大問題である。父母負担が軽少であるとか、国の財政が苦しいからとかの理由で、廃止を論議する性質のものではないことは、政府はもとより、強調といえどもわかつていなければならぬことである。

教科書出版社に対して、無償に伴う資金を前渡ししているこ

とは、教科書会社の経営にとっては大きな利益である。これの廃止をおどしに使って、教科書の内容を書きかえさせようとしてい

るとなれば、きわめて悪質な権力支配であり、これに屈従する教

科書会社は利害のために教育の立場を放棄したものといわなければならぬ。

四 検定は廃止する。存続する場合は簡単かつ明朗なものとする。

歐米先進国で、国が教科書の検定を行なつてゐる国はきわめて少ない。特にわが国のように強い国家統制的な検定を行なつてゐる例は見当らない。検定制は将来廃止すべきである。

ただし、一舉に廃止すれば混乱を招くおそれがある。また永年の歴史的経過から、国民が検定廃止に不安を感じ、自由出版に対する理解が不充分な場合もある。それらの過渡的措置として当分の間検定制度を存続させることはやむをえないことである。

この場合の検定については

1 簡明な検定基準をつくる。

2 検定は検定基準に合つてゐるか否かを審議する。

3 審議のため、学者・教師等で構成する審議会を設置する。専門職の調査官は置かない。

4 修正を要するところは文書で指摘する。

5 検定によって画一化することを避け、多様な特色ある教科書が出来るよう配慮する。

五 採択制度を民主化する

1 採択は学校単位とする。

2 検定から採択の過程において、多数の教科書の見本が、学校、教職員に送られる実情から、各校に一部ずつ送つても、価格への影響はきわめて小さい。

3 見本は原則として各学校に一部ずつ送る——その理由は学習の内容を豊富にすることができる。

4 上、当面の諸問題について所見述べるとともに、この際、関係者に対し、教育の原点に立った冷静な対処を求めたい。

公明党

政策審議会事務局

一 自民黨の異常な教科書批判

「教育する権利」というものは、「必要かつ相当と認められる範囲」において、教師、親、そして行政もあると考える。しかし政党政治の下にあっても、「党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育」に、時の政府や政党が介入し、独占的に教育内容を決定することは許されない。

それにもかかわらず、検定済みの中学校「公民的分野」教科書は、自民党や官界・財界の意をうけた書き換えが行なわれ、自民党によるイデオロギー的・感情的な批判がなされるや全面改定を行なうと教科書会社は発表したのである。さらに教科書会社の自民党への献金問題が表面化するに及び、国民に教科書制度への不信を強めさせ、恣意的な記述の変更とともに、教科書への信頼を失わしめるものとなることを、懸念せざるをえない。

二 文部省の不当な検定

そうした中で、文部省の高校教科書の検定が行なわれ、とくに「現代社会」は自民党等の意向を強く受けた検定となつた。

新高校教育課程で「現代社会」が新設され、その狙いは「現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養う」ことにあるとしている。したがって、内容的には高校生として必要な政治・経済等、現代社会の実態を判断する基礎知識を与え、多様な人間の生き様に関するものから、自らの人間としての生き方について、幅広く考える力を養える教材が提供されるべきである。ところが、これまで記述された憲法前文（平和理念）を削除したり、社会のマイナス面を覆い隠し、歴史的な誤りを無視した検定が行なわれ、教育課程の狙いを損なう教科書となつたのはきわめて遺憾である。右であれ左であれ、特定の主張やイデオロギー的な価値観が記述のすべてを支配する教科書は認められないのはいうまでもない。

家永第二次教科書訴訟による一・二審の敗訴以降、比較的慎重に検定が行なわれてきたといわれていた。ところが、今回はその敗訴理由となつた「行政行為の一貫性、安定性を欠く気ままな处分」を、自民党のいいなりの形で気ままに実施した。これは、不当な検定であると判断せざるをえない。

教育の中立を守るべき文部省が、自民黨の教科書批判と同一基調で検定を行なつたにもかかわらず、「記述が客観的かつ公正なものとなり、中正な立場での検定に努力した」という局長談話を発表したが、そのまま認めるとはどういできない。

三 教科書で教える教育を追求

以上のように異常な教科書批判や検定を行なつた理由は、自民党的文教政策を一層徹底させるため、あたかもすべての教育現場では、左翼偏向教育が行なわれているかのとくに喧伝し、その上で自民党の主張に近づける記述に改めさせることにあると考えざるをえない。

よりよい教科書をつくるには、それなりの努力が必要である。しかし、教科書を絶対視し、不偏不党・完全無欠なものとするなど、自体困難であり、とくに激変する現代社会・情報化社会の中では無理であろう。

教科書は、学校教育の目的を遂行する上に使用される教材の一つであると位置づけるべきである。したがって教育課程の目標にもとづいた基本事項を修得させる上で必要最小限度の記述のものとし、その余は教師の活用、応用にまかせる「教科書で教える」という、本来の教育実践の姿を追求することが、今こそ必要である。

子どもたちに基礎的学力を与え、将来に向かって眞の人間的成長を保障し、学ぶことへの喜びを与えるためにも、権威主義や事なき主義の教育を克服し、教科書や教師用指導書に依存した教育実践を改めていくべきであろう。

四 教育課程と教科書制度の改革

教育課程の編成や教科書制度は、教育行政の条件整備事項であり、最重要課題である。だが、行政当局がこれらを一方的に作成し、官僚主義的に教育現場に強制することは許されることはない。しかし行政には教育課程の編成に、まったくの権限と責任を有しないというのではなく、学校教育の目的を実現し、保障していくために積極的な助長政策がある。

①その観点から教育課程については、国や都道府県の基準は必要最小限度にとどめ、市町村教育委員会の援助のもとに学校側が自主的・民主的に編成することが望ましい。また教育にあずかる教師や親も積極的に参画できる体制を整備することが必要であろう。

②教科書の出版は自由発行制、採択は学校・教師の主体性にまかせることを原則とすべきであると考える。

そのため、国による検定制度は廃止することを前提として改革し、実際に学習指導にあたっている教師によって構成される委員会が採択し、教科書として使用する体制をつくりあげる努力をしたいと考えている。

ただし、現在の教育状況下において、ただちに自由発行・自由採択制に移行させるには種々の困難さがあり、現実的な対応をとる必要があると判断しているが、現在よりさらに広域採択等とする自民党が発表した「教科書法案」は認められない。

③教科書採択にあたって親等の意見が反映できるよう、図書館等に教科書を常設し閲覧研究する措置、等を講ずべきである。

④義務教育の教科書無償配布は、憲法第二六条の義務教育無償の精神から存続すべきである。

民社党

政策審議会

教科書問題がいま世論の大きな焦点になっている。喜ばしいことである。教科書は、今までもなく国家の将来にかかる教育問題の、しかもその根本である教育内容にかかる問題であり、国民の広い議論を通してその正しいあり方が定められなければならない。

わが国においては、これまで教育問題は教育専門家や関係者などの狭い領域のなかで論じられ、処理されるという悪しき風潮があり、国の教育のあり方やその内容について国民的、国家的視点から広く論じられることが少なかった。また教育問題はとくに政治的、イデオロギー的に扱われる風潮があり、どんなに良い教育改革案であってもそれを提唱する者のおかれている立場によってそれが歪曲され、実現できないという傾向にあった。今日の教科書問題にしてもその傾向は顕著であり、教科書問題があたかも教育内容決定の権限をめぐる国と教師集団との権限争いであるかのような狭い枠の中で運動・論評がなされている。まことに遺憾なことといわざるをえない。

われわれは、教科書問題を契機として、国政の最重要課題である教育問題について国民の真剣な議論が巻き起こることを期待したい。

かかる教科書問題の本質は主に次の三点である。

第一は、教科書が国の教育方針の根本にかかわる教育内容の問題であるにもかかわらず、文部省や教育現場そして教科書会社といふ関係のみで処理され、国民がこれに干与する機会が制度上保障されていないことである。

第二は、かかる重要な意義をもつ教科書が、教科書会社の營利主義最優先の原則のもとに作成されていることである。その結果、内容が立派であっても、買うお客様がなければ会社にとって利益とならず普及しないことになる。学校現場において日教組の影響が比較的強い現状では、問題の多い教科書が広く出回ることになるのである。



第三は、教科書執筆者側の教科書執筆に対する姿勢が堕落していることである。聞くところによると、発行されている教科書の半数近くは、教科書に名をつらねている執筆者はほとんど原稿をかかず、弟子である助手や大学院生に下請け、孫請けさせて書かせているというのである。文部省の検定官の言によれば、検定の第一段階で提出されてくる原稿本には、一万点以上の誤りがあり、その是正に追われ、その結果大事な点を見落してしまったというのである。

その他、教科書の法的根拠が明確でなく、検定基準があいまいである、教科書調査の不足、等々の問題がある。

われわれは、教科書問題の解決をかるため、当面、少なくとも以下の措置が必要であると考える。

第一は、義務教育において教育内容に対する国の責任を明確にすることである。

民主主義国家のものにおいては、国家の将来にかかる教育のあり方について国民が関与することは当然のことであり、教育専門家にまかせておけば良いというものではない。それは、国家の維持、発展のために国として学校教育制度を設け、幾多の恩典をこれに与えている、いわゆる公教育の性格からして当然の帰結である。

第二は、国といつても第一義的には国民の代表で構成する立法機関である国会がその責務をになうべきであり、このため、教育内容の研究、検定委員の任命、検定の基準およびその手続き、発行の手続き、採択のあり方等について定めた立法化をはかる必要がある、この観点から「教科書検定法（仮称）」の策定を検討する。

第三は、具体的な措置として、教育内容について国民的立場から研究するため、施設、資料、要員の充実した研究機関を創設するということである。

第四は、教科書の検定に当たって、国民各層の代表の意見が反映されるよう、國家で任命された委員からなる「教科書検定審議会（仮称）」を設置することである。

第五は、教科書の検定に専門的に携わる教科書調査官の質を高め、その増員をはかることである。

第六は、採択の単位は現行どおりとするが、教科書の採択が一部の者の影響に左右されず公正に採択されるよう制度の改善をはかることである。なお、採択の時期をねらって日教組が教科書白書を発表し、教科書の採択に影響を与えるとする行為は、教科書出版の自由を侵すものであり厳につつしまなければならない。

第七として、最も重要なことは、教科書執筆者および教科書出版社の職業意識の向上をはかることがある。次代になう青少年の教育という高い観点に立ち、教科書作成という使命の重要性を認識し、執筆者および出版会社はその職業の遂行に当たらなければならぬ。いやしくも營利主義のみを最優先させ、弟子のアーリバイトに執筆をまかせるような行為は厳しく自薦すべきである。その姿勢を正すことがなければ、教科書固定論者に格好の口実を与えることになろう。

最後に付言したいことは、教師の資質向上である。教科書を使って教育するのは結局教師であり、教科書の内容がいくら良くなつても、教師の考え方には問題があつたり、偏向があつたのでは効果は期待できない。特に、公民的分野や高校の現代社会などのように社会の仕組みを教える教師は、社会のことを観念ではなく体験としてよく理解していることが望まれる。教科書問題の改善と併せて、教師の資質向上策が強く望まれるところである。

日本共产党

文教部長・衆議院議員

山原健一郎

昨年来の自民党・民社党・財界・右翼勢力、勝共連合等による教育論議とは全く無縁で乱暴な教科書攻撃が展開されてから、中学校社会科「公民」教科書の3年後全面改訂がうちだされ、来年度から使用される高校教科書も文部省の検閲まがいの「検定」によって大幅に書きかえられるという事態がおこっています。高校の「現代社会」についていえば、出版会社一六社、二一冊の教科書にたいし実に一万カ所に及ぶ訂正がなされるというものです。原爆反対の平和行進の写真が削られ、自衛隊合法が明記され、安保条約も和平に寄与するものであるというように書きあらためられました。さらに、かつての侵略戦争にたいする反省すら刪あげにされるという始末です。これらは各報道機関が指摘しているよう、自民党や筑波大・勝共連合グループの偏向した批判にそつて書きかえられたものではあります。あきらかなところです。

真理、眞実のみに忠実で、しかも、公正、中立でなければならぬ教科書に政府や財界にとって都合のよい一方的な見解をもち

こみ、歴史的事実をもおいかくすやり方は結局、生徒たちの思考をかえって混乱させ、理解をさまたげ、こまぎれの知識をつめこみ、教育現場に混乱をもたらすものでもあります。

今回の教科書攻撃の最大の特徴が、今日の改憲論議とふかく結びつき、先ごろ発表された防衛白書が「眞の愛国心は、単に平和を愛し、國を愛することではない。國家の危急に際し、力を合わせて國を守るという熱意となつて現われるものである」とのべ、守るべき対象として国民の上に「国家体制」をおき国民に愛国心や、國を守る意緒を強要していますが、教科書攻撃そのものが、そのことを先どりし、送合安全保障体制にもとづく戦時国家体制への思想動員としての教科書づくりをめざすものといわざるをえません。

自民党はすでに教科書採択制度を現行の郡市単位の採択から都道府県単位の採択にする、教科書調査官の増員と待遇の改善をはかる、学習指導要領の見なおしを迫る、教科書の検定・採択・発行・供給を総合的にまとめた「教科書法」を検討することを確認し、文部省はこれらに迎合し今秋にも「教科書法」の検討に入ると報道されています。

また、こうした半面、教科書無償措置の继续問題や教科書への統制強化をテコにして、歴代の文相経験者や自民党的文教族といわれる政治家が教科書会社から多額の政治献金をせしめ、また文部官僚もゴルフの便宜をうけていたなど、教科書行政にあるまじき腐敗の事実がつぎつぎと明らかにされていることは軽視できぬことであり、かつ徹底的に究明されなければならない問題です。

政治権力を行使し、おのれの政治路線を貫徹しようとする不純なこれらのさまざまな動きにたいし、広範な国民の力により、教科書や教育への統制をやめさせ、眞に国民教育の発展にふさわしい教科書がつくられ、使用されるようになります。それがいまつよく求められていることはいうまでもありません。

いま国民が教科書について求めているものは、教科書にしめされている教育内容を科学的な系統性のあるものとして子どもたちが基礎的な学力をしっかりと身につけ、平和的、民主的な社会の形成者として必要な能力をやしなうことであり、そのためには教科書行政をはじめ教育行政を徹底的に民主化することだと思います。

国民教育の目的にかなう教科書制度は、第一に眞に教育的見地に立つために、学問の自由と教育の自主性を守ることが大切です。そのために教科書の内容は、そのときの社会体制の維持や政府の政策にとつて好都合かどうかによつてきめるべきでなく、あくまでも眞理・眞実をつらぬくものでなければなりません。

学習を保障するためには学ぶものにとつて教育内容が十分に理解でき、児童・生徒が認識を発達させ、能力をのばしうるようにならなければなりませんが、そのためには教科書にもりこむ事実や資料の選択、それらの学習順序や説明などが、それぞれの教科書発行会社を制限し、併せて、事実上の国定化ないしは準国定化へ通する広域採択制度には反対である。

に關係のふかい學問分野の科学的研究の成果にもとづくとともに、青少年の心身の發達の程度、事物の認識のしかたや特徴などを、についての科学的研究、教育学の成果に依拠することが必要です。

第二に、学校教育が国民全体の要求にこたえ、社会の進歩に貢献するものとなるためには、すべての青少年が国民的教養として共通に必要な知識や能力をひとしく身につけるよう、教育内容の大綱に一定の共通性や統一をたもち、国民的に共通の教育水準を確保するため科学的で集団的な自主的民主的結果をはかる必要があります。

第三に、教科書を憲法と教育基本法の平和と民主主義の精神にそつたものにすること、そのためには教科書の内容が特定の党派的、政治的宣伝を青少年におしつけるものであつてはならないことです。以上の原則的な立場から次のような教科書制度の確立が必要とします。

(1) 教科書や教育活動の一定の目やすとして學習指導の要綱を定めること(法的拘束力はもたせない)。

(2) 現行の憲法違反の教科書検定制度をやめ、憲法と教育基本法の平和的・民主的精神をふみにじる教科書を規制するために教科書の認定制度をつくること(あくまでも公開とする)。

(3) 教科書無償を確實に実行するとともに現場教育集団が自主的に採択し使用し、その内容と活用についての批判的研究や討議が自由におこなわれるようになります。

(4) 当面、文部省に検定の経過、調査官などの氏名などをかならず公開させ、學問的な検討ができるようになります。

以上の実現のために全力をあげるものです。

新自由クラブ

政策委員会

われわれは、一連の教科書問題につき、検定制度・採択制度・無償制度等について、次のように考える。

第一に、まず無償制度についてあるが、現在の採択制度と、零細業者の多い教科書業界を考え合わせた場合、無償制度を繼續する限り、文部省や特定の政党団体のイデオロギーの介入の恐れがあり、さらに、児童・生徒への「物を大切にする」教育的配慮等も考え、無償制度の見直しが必要な時期にきているのではないかと考へる。

第二に、検定制度についてであるが、われわれは教育の政治的中立を守る観点から、理想的には自由発行が望ましいと考へている。

しかし、教育水準の維持や、教育内容の不統一性、義務教育過程であること等を考え合わせ、なんらかの検定制度は必要ではないかと考える。

その検定制度にしても、現在は文部省の統制色が強いなど、多くの問題があり、その改革・改善に早急に着手すべきである。

改革措置としては、まず、文部省の教科書調査官の職務内容を改編縮小することである。今までの審査方式を改め、教科書審査にあたっては、事務的処理に限定し、誤字や語句の訂正など客観的な誤りの訂正のみとすべきであり、内容に立ち入った審査は差し控えるべきであると考える。

これに伴い調査官の大半人員削減は当然と考へる。

教科書の内容の審査については、本来教科書審議会がその当否を判定する機関であり、現在の教科書審議会はその役割を果たしておらず、教科書審議会についても改革が必要である。今までの学者および校長会的な集まりでなく、広く国民各層の代表を組み入れた組織運営に改め、審査内容も純粹に「教育的見地」による審査をするべきであると考える。

また、「密室検定」という悪名を排斥する意味から、検定過程にかかる情報を公開するシステムも導入する必要があると考える。

第三に採択制度についてであるが、広域採択の名のもとに教科書発行会社を制限し、併せて、事実上の国定化ないしは準国定化へ通する広域採択制度には反対である。

むしろ、われわれは、学校単位採択制度へと細分化すべきであると考える。

最後に、一部政党団体による一連の教科書偏向キャンペーングが実施されているが、本来、教科書は政党・政派が干渉するものではなく、あくまでも政治的中立を守るべきであると考える。

また、教科書業者も安易な商業主義により日教組や、教師に迎合することは排すべきであり、執筆・編集段階でも教育の政治的中立を守るべきだと考える。

社会民主連合

(文責) 池山重朗
政策担当

最近の教科書問題は、自民党的意図的動きによって惹き起されており、教育に対する政治的干渉という以外はない。

教育基本法に定められているように、本来、教育は政治から自由であるべきであり、相対的に独立した領域として扱わなくてはならない。教科書問題もこの原則に沿って処理されるべきであり、教科書内容を政治問題化すること自体間違いである。自民党的政治と教育の混同はきびしく批判されなくてはならない。

一、いわゆる「偏向」教科書論は、その論点が、憲法、平和、北方領土、防衛、福祉、公害などに集中していることに見られるように、自民党タカラ派的観点からみた一方的見解に基づく批判にすぎない。ある偏見に基づく政治的主張から教科書改定を押しつけることは、政党・政派の強弱によりその都度教科書を変えざるをえないことになる。

なお、教科書は万能のものでなく（特に社会科の場合）、多少の不正確さや、間違い、時代的ズレなどがあつてもやむをえないものだと思う。要是、教師が自由な立場で、主体性をもつて、教科書を使用すればよいはずである。

一、検定のあり方が年々きびしくなり、かつ不合格の場合には、事実上の発禁処分となりかねないことを深く憂慮している。言論・出版の自由という観点からみても、厳しい検定制度は問題があり、抜本的に改革の必要があると思う。

他方、教科書出版社が、出版の自由を守るという意識が弱く、政府・官僚におもねっている現状は由々しいといわざるをえない。ましてや汚職まがいの手段により、教科書検定をパスしようとするやり方は論外である。

一、自民党は、教科書法の再提出を計画しているようだがこれは断じて許せない。なぜなら、第一にこの法案は、検定制度をさらに強化し、自由な教科書の出版をいよいよ困難にするからである。第二に、現在約500ヶ所の採択地域を都道府県単位に拡大し、教科書の国定化にさらに一步近づくことになりかねないからである。

一、行政改革に名をかりた教科書無償制廃止の動きがあるが、これは反対である。教科書無償制は、いわば義務教育のシンボルともいうべきものであり、これを廃止すれば、事実上、義務教育制度を止めるに等しい暴挙といわなくてはならない。第二に、父兄の所得の高低により、教科書有償者と無償者が生じることになれば、教育の場に差別を持ちこむことにならざるをえない。このことは平等な立場で教育をするという基礎条件を崩すことにならざるをえない。由々しい問題となるに違いない。



最近の教科書問題日誌 (「教科書がねらわれている」
「よい教科書を子どもの手に」(あゆみ出版)より)

最近の教科書問題日誌		'79	'78
自民・財界などの動き	マスコミ(新聞・テレビ・雑誌・本)	右からの批判に対する側の動き	
<p>'80</p> <p>7・24 社団法人日本貿易会、 社団法人全日本広告連盟、 中学校の新教科書に対し、 「総合商社と広告の役割に ついて著しい偏見がある」として抗議。</p> <p>7・25～29 日本青年館にお いて日本社会科教科書会議 が開かれ、全米社会科協議 会より日本の社会科教科書 について意見が出される。</p> <p>7・28 「週刊世界と日本」 石井一朝の記事「教科書白 書」を裸にする」を掲載。</p> <p>8・21 「毎日新聞」一面トッ プ。「国を守る気概」教育 文部省、部内研究に着手へ 総合的安全保障に対応 指導要領、手直しも……以 上見出し。</p>		<p>10・25 「じゅん刊・世界と日本」 本「政治合併号」に、石井一 朝が「新・憂うべき教科書の 問題」を掲載。</p>	<p>7・10 日米社会科教科書ブ ロジェクトの日本側組織構 成員決まる。主催は教科書 研究センター・国際教育情 報センター、内容検討など 行なう。</p>
<p>'80</p> <p>7・24 「自由新報」(自民党機 関紙)「いま教科書は——教 育正常化への提言」連載開 始。(八月十二日まで十九回)</p> <p>3・24 週刊「世界と日本」、 石井一朝の「社会科教科書 の偏向」連載開始。(七月 十四日まで十七回)</p>		<p>1・22 「自由新報」(自民党機 関紙)「いま教科書は——教 育正常化への提言」連載開 始。(八月十二日まで十九回)</p>	<p>10・25 「じゅん刊・世界と日本」 本「政治合併号」に、石井一 朝が「新・憂うべき教科書の 問題」を掲載。</p>
<p>8・5 毎日、中学教科書(来 年度用)論議呼ぶ、商社のコ ネには必ずリベート「偏見」 と業界抗議 文部省「内容 には口出せぬ」と報道。</p>		<p>6・15 朝日、中学校の新教 科書について「中学校教科書、 九年ぶりに一新(米春)人 権や戦争体験、厚み増す内 容・記述、進む視覚化」「人 権が前面に、義務は軽視?」 という見出しで報道。</p>	<p>9・14 家水三郎・永原慶二 両氏のよびかけにより、「高 校日本史教科書執筆者の会」 を開く。高校日本史教科書 の執筆者六〇名中、一四名 が出席。</p>
<p>6・21 小島一仁「すりかえ 許すまじ」(「歴史地理教育」 六月号)</p> <p>6・26 週刊新潮「朝日新聞」 も驚いた、新中学教科書は 「権利」でいっぱい」とい う見出し記事を掲載。</p>		<p>1・24 「教科書裁判第一次 訴訟における国側上告棄却 を要請する」歴史学・歴史 教育関係者六九八名の署名、 最高裁第一小法廷に提出。</p>	<p>1・26 出版労連「79教科書 レポート」発行。</p>
<p>6・21 出版労連、教科書協 会に「広告宣伝活動改善の ための具体的対応策」に関 する申し入れ」を行なう。</p> <p>6・14 日教組・来年度から 中学校で使われる教科書を 分析、批判した「教科書白 書」を発表。</p>		<p>4・13 出版労連・教科書共 闘、「現行教科書制度に關す る申し入れ」を教科書各經 営に提出(東京・労音会館)。</p>	<p>6・26 日教組「80年版・ 小学校教科書の研究」(教科 書白書)を発表。三二二ペ ージ。社会科では、「聖徳太 子の記述が二～三倍に増え ている」と指摘。(二七日付 朝日)</p>

<p>8・27 奥野法相、衆議院法務委員会で「自主憲法の制定は望ましい」と答弁。</p> <p>9月十五日付「じゅん刊・世界と日本」二八五・二八六合併号に「社会科教科書の偏向を働く」とまとめる。</p> <p>10・15 自民党三塚博の質問に田中文相、衆院文教委員会で、現行教科書に愛国心に関する記述少ない、教師の指導面検討と答弁。衆院法務委員会では、奥野法相が憲法前文にも疑念と教科書をめぐり表明。</p> <p>10・17 衆院文教委員会、民主党和田耕作が「国を愛する」ということが日本の義務教育の場に出でこないのはなぜか」と質問。</p>	<p>8・27 '80</p> <p>10・21 参議院文教委員会で、自民党議員「北方領土について教科書の記述が少ない」と発言。</p> <p>10・22 自民党、教育問題連絡協議会のなかに「教科書に関する小委員会」を設置することを決定。</p> <p>11・25 教科書協会・社会科の中・高教科書会社の代表者会議を開き教科書の書き換えを協議。</p> <p>11・25 教科書の問題」(B5判タイプ22ページ、マル秘文書)</p> <p>11 経団連の外郭団体である経済広報センターが、新中学校、高校社会科の教科書を批判した「経済教育」と題する内部レポートを作成。</p>	<p>9・8 '80</p> <p>10・20 サンケイ「権利オーバーレード責任と義務を忘れた権利人間」生む恐れ」(十月二〇日)、「大企業は悪者?」「広告の嘆き」「現場知らずに善惡論」など七回連載(二二六日まで)。</p> <p>10・23 「VOICE」十一月号(PHP発行)が「教科書批判——無知な教科書が『企業』を歪めている」と題する記事を載せ、高校「政治・経済」の教科書を批判。</p> <p>11・8 教科書訴訟支援十一年集会「歴史学をとおして現代を考える」(東京・明治大学)</p> <p>11・22 共産党・山原健二郎が衆院で教科書問題で質問。</p>	<p>9・16 '80</p> <p>9・29、10・13 日本経済新聞は、中学校社会科教科書を批判する記事を掲載。</p> <p>10・5 フジテレビ、竹村健一ほか番組「世相を斬る」で「教科書に挑戦する」を放映。</p>
<p>12・4 教科書研究センター主催、サンケイ論説委員会、戦後教育の見直しに取り組むため、五つの小委員会を設置。その一つに「教科書問題小委員会」(三塚博委員長)</p> <p>12・4 自民党政調会文教部会、戦後教育の見直しに取り組むため、五つの小委員会を設置。その一つに「教科書問題小委員会」(三塚博委員長)</p> <p>12・3 世界平和教授アカデミー主催の「第二回学際研究会議」第三分科会「学校教育のあり方」で、森本真章が「社会科教科書「公民的分野」の内容と分析」と題するレポートを発表。(A4判二三二ページ・手書き印刷)</p>	<p>12・9 出版労連・教科書協会理事、最近の教科書事情について懇談会(東京・市ヶ谷会館)。</p>	<p>12・9 '80</p> <p>12・9 '80</p> <p>12・9 '80</p>	<p>9・8 '80</p> <p>9・16 '80</p> <p>9・29、10・13 日本経済新聞は、中学校社会科教科書を批判する記事を掲載。</p> <p>10・5 フジテレビ、竹村健一ほか番組「世相を斬る」で「教科書に挑戦する」を放映。</p>

<p>12・19 中学社会の七社代表協議、財界などからの批判に対し部分修正することを合意。</p> <p>12・25 広告関係八団体が「中学校用の『社会科』新教科書における広告関係の記述についての改善方要望書」を、教科書会社・文部省・全国教育委員会などに提出。科書は「教育正常化への提言」(自民党広報委員会新聞局・新書判一五八ページ四八〇円)を発刊。</p>			
<p>1・1 1月付「日本教育新聞」新春座談会で、三塚博衆院議員が中学社会科教科書を批判。「…世論を喚起すると同時に、政府・文部省に指摘し、是正を求めていく」と発言。</p>	<p>1・1 1月付「日本教育新聞」新春座談会で、三塚博衆院議員が中学社会科教科書を批判。「…世論を喚起すると同時に、政府・文部省に指摘し、是正を求めていく」と発言。</p>	<p>1・1 1月付「日本教育新聞」新春座談会で、三塚博衆院議員が中学社会科教科書を批判。「…世論を喚起すると同時に、政府・文部省に指摘し、是正を求めていく」と発言。</p>	<p>1・1 1月付「日本教育新聞」新春座談会で、三塚博衆院議員が中学社会科教科書を批判。「…世論を喚起すると同時に、政府・文部省に指摘し、是正を求めていく」と発言。</p>
<p>1・2 十二月二五日の広告関係団体の要望書に対して、「教科書会社は『趣旨はよく理解できる。次回の改定では考慮したい』と答えたという」と報道。(朝日)</p>	<p>1・2 十二月二五日の広告関係団体の要望書に対して、「教科書会社は『趣旨はよく理解できる。次回の改定では考慮したい』と答えたという」と報道。(朝日)</p>	<p>1・2 十二月二五日の広告関係団体の要望書に対して、「教科書会社は『趣旨はよく理解できる。次回の改定では考慮したい』と答えたという」と報道。(朝日)</p>	<p>1・2 十二月二五日の広告関係団体の要望書に対して、「教科書会社は『趣旨はよく理解できる。次回の改定では考慮したい』と答えたという」と報道。(朝日)</p>
<p>2・4 衆院予算委員会で民主党の塙本書記長が新中学校社会科教科書が「口絵のカラー写真が、はち巻き姿のデモとか、石油基地、横田米軍基地、生活危機突破デモ、新幹線反対デモ等、権利の主張と公害反対、基地反対デモを示す写真で始まっている」</p>	<p>2・4 衆院予算委員会で民主党の塙本書記長が新中学校社会科教科書が「口絵のカラー写真が、はち巻き姿のデモとか、石油基地、横田米軍基地、生活危機突破デモ、新幹線反対デモ等、権利の主張と公害反対、基地反対デモを示す写真で始まっている」</p>	<p>2・4 衆院予算委員会で民主党の塙本書記長が新中学校社会科教科書が「口絵のカラー写真が、はち巻き姿のデモとか、石油基地、横田米軍基地、生活危機突破デモ、新幹線反対デモ等、権利の主張と公害反対、基地反対デモを示す写真で始まっている」</p>	<p>2・4 衆院予算委員会で民主党の塙本書記長が新中学校社会科教科書が「口絵のカラー写真が、はち巻き姿のデモとか、石油基地、横田米軍基地、生活危機突破デモ、新幹線反対デモ等、権利の主張と公害反対、基地反対デモを示す写真で始まっている」</p>
<p>2・27 福田信之、筑波大学長監修「疑問だらけの中学校教科書」(ライフ社B6判二三〇ページ九八〇円)発行される。</p>	<p>2・27 福田信之、筑波大学長監修「疑問だらけの中学校教科書」(ライフ社B6判二三〇ページ九八〇円)発行される。</p>	<p>2・27 福田信之、筑波大学長監修「疑問だらけの中学校教科書」(ライフ社B6判二三〇ページ九八〇円)発行される。</p>	<p>2・27 福田信之、筑波大学長監修「疑問だらけの中学校教科書」(ライフ社B6判二三〇ページ九八〇円)発行される。</p>
<p>1・7 朝日、十二月二八日</p>	<p>1・7 朝日、十二月二八日</p>	<p>1・7 朝日、十二月二八日</p>	<p>1・7 朝日、十二月二八日</p>
<p>1・12 朝日夕刊・経済広報センター建部英一が財界の見解を一ページ大で紹介。</p>	<p>1・12 朝日夕刊・経済広報センター建部英一が財界の見解を一ページ大で紹介。</p>	<p>1・12 朝日夕刊・経済広報センター建部英一が財界の見解を一ページ大で紹介。</p>	<p>1・12 朝日夕刊・絏済広報センター建部英一が財界の見解を一ページ大で紹介。</p>
<p>1・13 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会が二月四日の、民社党・塙本発言に対する抗議。</p>	<p>1・13 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会が二月四日の、民社党・塙本発言に対する抗議。</p>	<p>1・13 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会が二月四日の、民社党・塙本発言に対する抗議。</p>	<p>1・13 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会が二月四日の、民社党・塙本発言に対する抗議。</p>
<p>2・20 衆院予算委員会で社会党の湯山勇が「新しい高校教科書の検定作業で、調査官が日本国憲法の基本理念である平和主義をうたい上げた憲法前文を削除させようとしたり、憲法九条に関する特定の見解を押しつけようとしている」と指摘。</p>	<p>2・20 衆院予算委員会で社会党の湯山勇が「新しい高校教科書の検定作業で、調査官が日本国憲法の基本理念である平和主義をうたい上げた憲法前文を削除させようとしたり、憲法九条に関する特定の見解を押しつけようとしている」と指摘。</p>	<p>2・20 衆院予算委員会で社会党の湯山勇が「新しい高校教科書の検定作業で、調査官が日本国憲法の基本理念である平和主義をうたい上げた憲法前文を削除させようとしたり、憲法九条に関する特定の見解を押しつけようとしている」と指摘。</p>	<p>2・20 衆院予算委員会で社会党の湯山勇が「新しい高校教科書の検定作業で、調査官が日本国憲法の基本理念である平和主義をうたい上げた憲法前文を削除させようとしたり、憲法九条に関する特定の見解を押しつけようとしている」と指摘。</p>
<p>2・24 衆院予算委員会で共産党・栗田みどりが正誤訂正・原発などの問題を追求。</p>	<p>2・24 衆院予算委員会で共産党・栗田みどりが正誤訂正・原発などの問題を追求。</p>	<p>2・24 衆院予算委員会で共産党・栗田みどりが正誤訂正・原発などの問題を追求。</p>	<p>2・24 衆院予算委員会で共産党・栗田みどりが正誤訂正・原発などの問題を追求。</p>

統・最近の教科書問題日誌（一九八一年二月まで）は「教科書がねらわれている」（参考）

自民党・財界などの動き

マスコミ（新聞・テレビ・雑誌・本）

右から批判に反対する側の動き

4月	3月	3月（1981年）
20 森本真章「教科書が校内暴力を育てている」（『知識』二号）。	17 最高裁第一小法廷は、家永教科書不格不合格処分取消訴訟について口頭弁論開催を決定。二十三日に開催日を七月九日と決定。	3 自民党役員会は、教科書制度の見直しなど抜本的改革をめざすため、国民運動を展開することを確認。席上、国定化論も出される。
11 石井一朝「教科書に群がるトリック・ガイ」（『正論』四月号）。森本真章「これでよいのか検定教科書」（『経済往来』四月号）で小学歴史を一撃ばかりと批判。	20 田中文相、共産党下田京子参議院議員の質問に対し「疑問だらけの中学校教科書」の記述は間違っている」と答弁。	5 自民党教科書問題小委員会の玉置和郎議員、名越二荒之助を参考人として教科書批判の質問。「偏向教科書は使うな」との質問に、文相と答弁。出版労連を誹謗する質疑も行なった。
20 森本真章「これがよいのか検定教科書」（『経済往来』四月号）。名越二荒之助・森本真章、参議院予算委員会での発言を「偏向教科書をつく衝撃の国」と日本」	31 真章公述人として出席。	9 参議院予算委員会で自民党的玉置和郎議員、名越二荒之助を参考人として教科書批判の質問。「偏向教科書は使うな」との質問に、文相と答弁。出版労連を誹謗する質疑も行なった。
25 石井一朝「いまなぜ『偏向教科書』」（『経済往来』四月号）。森本真章「この中で『疑問だらけの中学校教科書』を宣伝。大学教授」「共産主義の義務教育（共に「自由民主」四月号）。が改革案発表。「偏向是正」を主張し、国定化めざす。	25 朝日ジャーナル「教科書問題研究会の意外な実力」TBSテレビ報道特集、教科書問題。榎枝元文・本多公栄対三塚博・森本真章。	17 朝日ジャーナル「教科書問題」で「27日に教科書協会が『中学公民』教科書の『全面改訂』を決める」とを暴露。午後、文部省記者クラブで「通信」報告。
20 森本真章「『知識』二号」。	26 高橋頼一・星野安三郎監修「教科書がねらわれている－再びくるか国定化の時代」（あゆみ出版）発売開始。	26 赤旗主張「教科書攻撃への卑屈な服従」。
25 森本真章「『知識』二号」。	27 出版労連「教科書特別対策委員会通信」で「27日に教科書協会が『中学公民』教科書の『全面改訂』を決める」とを暴露。午後、文部省記者クラブで「通信」報告。	27 出版労連、歴史教育者協議
20 森本真章「『知識』二号」。	28 每日「記者の眼」欄、安藤記者による「教科書は『偏向』こそ偏向」「内容は憲法原則に忠実だ」を掲載。	28 每日「記者の眼」欄、安藤記者による「教科書は『偏向』こそ偏向」「内容は憲法原則に忠実だ」を掲載。
25 森本真章「『知識』二号」。	29 NHK「ニュースセンター9時」論争・教科書問題 森本真章対本多公栄。	29 NHKニュース解説「わかる教科書」。
25 森本真章「『知識』二号」。	30 毎日「記者の眼」欄、安藤記者による「教科書は『偏向』こそ偏向」「内容は憲法原則に忠実だ」を掲載。	30 每日「記者の眼」欄、安藤記者による「教科書は『偏向』こそ偏向」「内容は憲法原則に忠実だ」を掲載。
25 森本真章「『知識』二号」。	31 マスコミ文化共闘統一行動（新宿駅で大量宣伝）。	31 マスコミ文化共闘春闘総決起集会。教科書問題・出版労連攻撃に特別アピール。
25 森本真章「『知識』二号」。	32 出版労連など八団体主催教科書問題シンポジウム。	32 出版労連など八団体主催教科書問題シンポジウム。
25 森本真章「『知識』二号」。	33 教科書訴訟全国連絡会一九八一年臨時総会。	33 教科書訴訟全国連絡会一九八一年臨時総会。
25 森本真章「『知識』二号」。	34 山住正己都立大学教授、参議院予算委員会で参考人として質問。	34 山住正己都立大学教授、参議院予算委員会で参考人として質問。
25 森本真章「『知識』二号」。	35 全国連絡会、日教組など八団体の呼びかけで「三・一〇教育、教科書の反動化に反対する国民集会」が開かれる。六百五十人が参加。アピール「教科書協会への要請」を採択。	35 全国連絡会、日教組など八団体の呼びかけで「三・一〇教育、教科書の反動化に反対する国民集会」が開かれる。六百五十人が参加。アピール「教科書協会への要請」を採択。
25 森本真章「『知識』二号」。	36 とづき八団体代表、文部省、自民党に抗議行動、教科書協会に要請行動。	36 とづき八団体代表、文部省、自民党に抗議行動、教科書協会に要請行動。
25 森本真章「『知識』二号」。	37 日教組など八団体主催教科書問題シンポジウム。	37 日教組など八団体主催教科書問題シンポジウム。
25 森本真章「『知識』二号」。	38 一九八一年臨時総会。	38 一九八一年臨時総会。
25 森本真章「『知識』二号」。	39 フレット作成。十八日より団地宣伝活動開始。	39 フレット作成。十八日より団地宣伝活動開始。
25 森本真章「『知識』二号」。	40 出版労連など教科書関係の労組、教科書協会に教科書の書きかえ要求に屈しないよう申し入れ。	40 出版労連など教科書関係の労組、教科書協会に教科書の書きかえ要求に屈しないよう申し入れ。
25 森本真章「『知識』二号」。	41 高橋頼一・星野安三郎監修「教科書がねらわれている－再びくるか国定化の時代」（あゆみ出版）発売開始。	41 高橋頼一・星野安三郎監修「教科書がねらわれている－再びくるか国定化の時代」（あゆみ出版）発売開始。
25 森本真章「『知識』二号」。	42 出版労連「教科書特別対策委員会通信」で「27日に教科書協会が『中学公民』教科書の『全面改訂』を決める」とを暴露。午後、文部省記者	42 出版労連「教科書特別対策委員会通信」で「27日に教科書協会が『中学公民』教科書の『全面改訂』を決める」とを暴露。午後、文部省記者
25 森本真章「『知識』二号」。	43 クラブで「通信」報告。	43 クラブで「通信」報告。
25 森本真章「『知識』二号」。	44 赤旗主張「教科書攻撃への卑屈な服従」。	44 赤旗主張「教科書攻撃への卑屈な服従」。

5月	5月	5月	5月
1 会証言として発刊。 教科書協会評議員会、三年後の中学校の改定で「公民」の全面改定することを決定。	21 大概日経連会長、定時総会でいさつ。「教科書は人権尊重に偏重」と批判。	21 教科書協会評議員会、三年後の中学校の改定で「公民」の全面改定することを決定。	21 会証言として発刊。 教科書協会評議員会、三年後の中学校の改定で「公民」の全面改定することを決定。
2 改定、理事会で決定。ただちに文部省に申し入れ。	22 自民党、教科書問題小委員会・教科書協会「公民」発行者を招請、懇談。	22 自民党文教部長、党役員会で教科書採択制度に関する新立法(いわゆる教科書法)を検討中であると表明。	22 自民党文教部長、党役員会で教科書採択制度に関する新立法(いわゆる教科書法)を検討中であると表明。
3 人陳述についての弁明。	3 朝日「天声人語」教科書書きかえをめぐる文部省の動きは疑問だらけ、と批判。	3 朝日「緊急報告・教科書書きかえ」の連載を開始(五回)。	3 朝日「天声人語」教科書書きかえをめぐる文部省の動きは疑問だらけ、と批判。
4 毎日「だれのための教科書改定か」。	4 每日「教科書がねらわれて本多公栄。	4 每日「教科書がねらわれて本多公栄。	4 每日「だれのための教科書改定か」。
5 識者の見方」「国民の監視が必要」。各紙、この問題について一齊に社説。	5 「月刊日本」五月号追跡レポート「吹き荒れる教科書批判の実態」。	5 「月刊日本」五月号追跡レポート「吹き荒れる教科書批判の実態」。	5 識者の見方」「国民の監視が必要」。各紙、この問題について一齊に社説。
6 稲垣教科書協会会長、衆議院文教委員会で「小学国語の教材、二十三作品の差し替えを検討中」(光村図書)と発言。	6 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	6 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	6 稲垣教科書協会会長、衆議院文教委員会で「小学国語の教材、二十三作品の差し替えを検討中」(光村図書)と発言。
7 毎日「教科書がねらわれて本多公栄。	7 每日「教科書がねらわれて本多公栄。	7 每日「教科書がねらわれて本多公栄。	7 每日「教科書がねらわれて本多公栄。
8 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	8 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	8 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	8 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。
9 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	9 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	9 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。	9 「マスコミ市民」五月号、「教科書採択問題の現状」(出版労連の木村廣男)。
10 広島平和教育研究所と広島県教組、教科書協会に「全面改定は平和教育に逆行」との抗議文送付。	10 広島平和教育研究所と広島県教組、教科書協会に「全面改定は平和教育に逆行」との抗議文送付。	10 広島平和教育研究所と広島県教組、教科書協会に「全面改定は平和教育に逆行」との抗議文送付。	10 広島平和教育研究所と広島県教組、教科書協会に「全面改定は平和教育に逆行」との抗議文送付。
11 「教育と教科書を守る!」を開かれる。	11 「教育と教科書を守る!」を開かれる。	11 「教育と教科書を守る!」を開かれる。	11 「教育と教科書を守る!」を開かれる。
12 社会党主催「労働者教科書会」開かる。	12 社会党主催「労働者教科書会」開かる。	12 社会党主催「労働者教科書会」開かる。	12 社会党主催「労働者教科書会」開かる。
13 総評、日教組、「マスコミ文化共闘主催「労働者教科書会」開かる。	13 総評、日教組、「マスコミ文化共闘主催「労働者教科書会」開かる。	13 総評、日教組、「マスコミ文化共闘主催「労働者教科書会」開かる。	13 総評、日教組、「マスコミ文化共闘主催「労働者教科書会」開かる。
14 「日教組教育新聞」、「平和を脅かす若者たち」——教科書攻撃その狙い」連載開始。	14 「日教組教育新聞」、「平和を脅かす若者たち」——教科書攻撃その狙い」連載開始。	14 「日教組教育新聞」、「平和を脅かす若者たち」——教科書攻撃その狙い」連載開始。	14 「日教組教育新聞」、「平和を脅かす若者たち」——教科書攻撃その狙い」連載開始。
15 東京「教科書めぐり出版合戦」で「疑問だらけの中学校教科書」「教科書がねらわれている」を写真入りで紹介。	15 朝日、自民党の教科書検討に対し、「また歩む?」「いつからた道」の見出し記事。	15 朝日、自民党の教科書検討に対し、「また歩む?」「いつからた道」の見出し記事。	15 朝日、自民党の教科書検討に対し、「また歩む?」「いつからた道」の見出し記事。
16 「教育と教科書を守る!」連載開始。	16 「教育と教科書を守る!」連載開始。	16 「教育と教科書を守る!」連載開始。	16 「教育と教科書を守る!」連載開始。
17 五・一六世田谷集会。	17 五・一六世田谷集会。	17 五・一六世田谷集会。	17 五・一六世田谷集会。
18 都教組など東京教育総行動。	18 都教組など東京教育総行動。	18 都教組など東京教育総行動。	18 都教組など東京教育総行動。
19 「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。	19 「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。	19 「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。	19 「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。
20 千代田マスコミ文化共闘の主催で「教科書問題を考える集い」。	20 日教組臨時中央委員会。横浜市で「教科書問題で自民党、文部省をきびしく非難。	20 日教組臨時中央委員会。横浜市で「教科書問題で自民党、文部省をきびしく非難。	20 日教組臨時中央委員会。横浜市で「教科書問題で自民党、文部省をきびしく非難。
21 渡辺洋三東京大学教授ら「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。	21 渡辺洋三東京大学教授ら「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。	21 渡辺洋三東京大学教授ら「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。	21 渡辺洋三東京大学教授ら「公民」教科書執筆者七名、「公民」分野の全面改定に対し緊急声明。
22 歴史学研究会総会。教科書統制に反対する決議を採択。	22 歴史学研究会総会。教科書統制に反対する決議を採択。	22 歴史学研究会総会。教科書統制に反対する決議を採択。	22 歴史学研究会総会。教科書統制に反対する決議を採択。
23 三鷹市で「憲法と教科書を考える集い」。	23 三鷹市で「憲法と教科書を考える集い」。	23 三鷹市で「憲法と教科書を考える集い」。	23 三鷹市で「憲法と教科書を考える集い」。
24 練馬区で「教育と教科書の右傾化に反対する区民集会」。	24 練馬区で「教育と教科書の右傾化に反対する区民集会」。	24 練馬区で「教育と教科書の右傾化に反対する区民集会」。	24 練馬区で「教育と教科書の右傾化に反対する区民集会」。

7月											
		25	10	15	20	25	30	6	11	16	21
新高校教科書の展示会開始	(七月二十日まで)。	新高校教科書の展示会開始									
財団法人教科書研究センタ 一編著「社会科教科書の日本 比較——日米社会科教科書ブ ロジックト合同報告書一九八 一」(第一法規出版、一二〇〇円)		新高校教科書の展示会開始									
批判的。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
最高裁判で口頭弁論。	共同通信「教科書」8回連 載。教科書偏向キャンペー ンの仕掛け人を追う。	朝日夕刊、「おおきなかぶ」 と西岡武夫氏討論。	朝日夕刊、「おおきなかぶ」 と西岡武夫氏討論。	毎日新聞がいつせいに報道。 「力づく教科書介入 会社「右 へならへ」(朝日)など、全 般的に高校現代社会の検定に							
家水教科書裁判第二次訴訟。	新高校教科書「統制法」反対 七・九教科書裁判最高裁判勝利 をめざす中央総決起集会。席 上新教科書「統制法」反対の ための一千万国民署名開始を 八団体が提起し、確認された。										
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
日本婦人有権者同盟(紀平 悌子会長)、中教出版「高校現 代社会」の教科書検定のため 消されたストップ・ザ・汚 職について抗議。	日本ベンクラブ(井上 喬会 長)、理事会で文部省による教 科書介入について、政府に対 し抗議声明を出すことを決め る。										
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊	82年版国語・社会の 比較・分析』発刊

オ3回憲法と平和を考えるつど(1)

未来を担う子供達の為に 教科書問題を考えてみよう

今、学校で子供たちは何を教えられようとしているのか。平和を愛し思いやりのある人間を、民主主義を尊ぶ人間を育てあげるべき教育が教科書へのコントロールでたくみにねじまげられてはいけない。



11月28日(土)午後1時半～4時・市民会館(大講堂)

- 主催
- ・宮崎民主法律家協会
 - ・教科書検定訴訟を支援する会宮崎県連絡会
 - ・日本科学者会議宮崎支部

* 今回の集いでは、現在、教科書問題の専門家として、著名な本多公榮氏を東京からお招きしました。

現在の教科書にかけられている右からの攻撃、検定の実態等、豊富な実例をもとに、かなりまとま、たお話を聞けると思います。

講演の後、宮崎県内の小中学校で教鞭をとってられる先生方に、現場からの報告をしていただき、その後、先生方や集会参加者で討論も行ない、教科書問題について更に、認識を深めていく予定です。

~~~~~プログラム(予定)~~~~~

- ・開会のあいさつ
- ・講演(90分)

[時間：午後1時半～4時]
[場所：市民会館大講堂]

テーマ「教科書攻撃の実態(そのねらい)」

講師 本多公榮氏(歴史教育者協議会事務局長)
(都立大講師)

- ・現場からの報告及び討論(60分)

(当日は、宮崎県内の小中学校の先生方に現場の実情
を報告してもらいます)

- ・閉会のあいさつ

* 当日は、保育所も準備します。参加費 300円(当日資料配布)

* 連絡先 宮崎総合法律事務所 (TEL 24-8954)

第3回 宪法と平和を考えるつどい

教科書攻撃の実態とそのねらい

本多公栄氏
(歴史教育者協議会事務局長)

11月28日(土) 午後1時30分～4時
市民会館大会議室
参加費：300円（当日資料配布）



今日の日本の軍事大国化への急速な動きの中で、教科書攻撃は、基本的人権、恒久平和、議会制民主主義など、憲法・教育基本法の諸原理にまとをしほっています。

教科書への攻撃が具体的にどのようにおこなわれてきたかを明らかにし、この攻撃が教科書をゆがめるにとどまらず、日本の平和と民主主義にとっていかに危険なものであるかを考えたい。

更に、宮崎県の学校現場における実情報告もあわせて行い、私たちの身近な問題として討論を深めていきたい。

主催
• 日本国学者会議 宮崎支部
• 宮崎民主法律家協会
• 教科書検定訴訟を支援する宮崎県連絡会

連絡先: Tel. 0985-24-8954 (宮崎民主法律
事務所)

保育所準備します。ご利用下さい！